

日向市自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

第1期計画（2019～2023年度）

令和元年5月
日向市



はじめに



平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として認識されるようになり、自殺対策の総合的な推進により減少傾向にあります。

しかしながら、自殺者数の累計は、全国で毎年2万人を超える状況にあり、依然として深刻な社会問題となっていることから、国は平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、全ての自治体に対し、自殺対策行動計画の策定を義務付けました。

本市におきましても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために、「日向市自殺対策行動計画」を策定いたしました。

自殺は身近な人にも起こりうる問題であり、私たち市民一人ひとりが、かけがえのない命を守ることの大切さを認識し、自殺対策の支援者として、共に支え合うまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画の推進につきましては、本市や関係機関・団体の事業から、「生きる支援」につながる事業を活用し、連携を図りながら、総合的な自殺対策の推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「日向市自殺対策行動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和元年5月

日向市長 十屋 幸平

目次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 日向市における自殺の現状

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 全国との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 本市における年次推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 対策が優先されるべき対象群の把握・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 こころの健康に関するアンケート調査の結果からみる
現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 自殺対策における取組

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 基本施策1 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・ 31
 - 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・ 34
 - 基本施策3 市民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - 基本施策4 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・ 39
 - 基本施策5 いのちを大切にす教育
(児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)・・・・ 44
- 4 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - 重点施策1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進・・・・ 46
 - 重点施策2 高齢者の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・ 48
 - 重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動・・・・・・・・ 50
- 5 生きる支援の関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

参考資料	76
1 自殺対策基本法	77
2 日向市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱	82
3 日向市自殺対策行動計画策定経過	85
4 日向市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿	86
5 相談窓口一覧	87

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

宮崎県における自殺者数は、平成9年に300人を超えて以来、おおむね300人台後半で推移し、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)は、全国的に見ても非常に高い状態が続いてきました。

このような深刻な状況を踏まえ、平成20年度に宮崎県自殺対策行動計画(以下「宮崎県行動計画」という。)を策定し、県、市町村並びに保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関・団体が一体となって、普及啓発や人材養成、相談対応等の総合的な自殺対策に取り組んできました。

こうした取り組みにより、自殺者数は、ここ数年減少傾向にあり、平成28年は205人と、ピーク時の平成19年からは約48%減少しています。

本市におきましても、平成21年から28年の年次推移を見てみると、10人台後半で推移し、平成24年に22人と増加したものの、平成28年には8人と減少傾向にあります。

しかしながら、本市の自殺死亡率は、平成27年までは全国と比較すると高い値で推移しており、多くの市民の尊い命が自殺により失われていることに変わりはないことから、生きることの包括的な支援として、今後も中長期的に自殺対策に取り組んでいく必要があります。

また、平成28年に改正された自殺対策基本法において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して地域自殺対策計画を定めるものとするされました。

本市におきましても、市の実情に応じた自殺対策行動計画を策定し、自殺対策に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法の第13条第2項に基づき、自殺総合対策大綱並びに宮崎県行動計画及び本市の実情等を勘案して自殺対策を推進するために策定するものです。

平成28年度に策定された「第2次日向市総合計画」(以下「市総合計画」という)では、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を本市の目指す将来像として掲げています。本計画は、市総合計画を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的項目を示す市民の健康づくり推進計画として策定された「健康ひょうが21計画(第2次)」と十分な整合性を図るものとします。

3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱を踏まえて、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間で計画の期間とします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（※）までに、自殺死亡률을2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、目標として定めています。（※2025年の自殺死亡률で評価します。）

国の方針を踏まえ、本計画における目標値として、自殺死亡률을2016年（平成28年）の13.0から、2026年までにおおむね30%減らし9.1以下にすることを目標にします。

（人口10万対）

現状（2016年）	中間（2023年） （第1期計画終了年度） ※2021年の自殺死亡률で評価	目標（2026年）
自殺死亡률 13.0	自殺死亡률 11.1	自殺死亡률 9.1 以下

第2章 日向市における自殺の現状

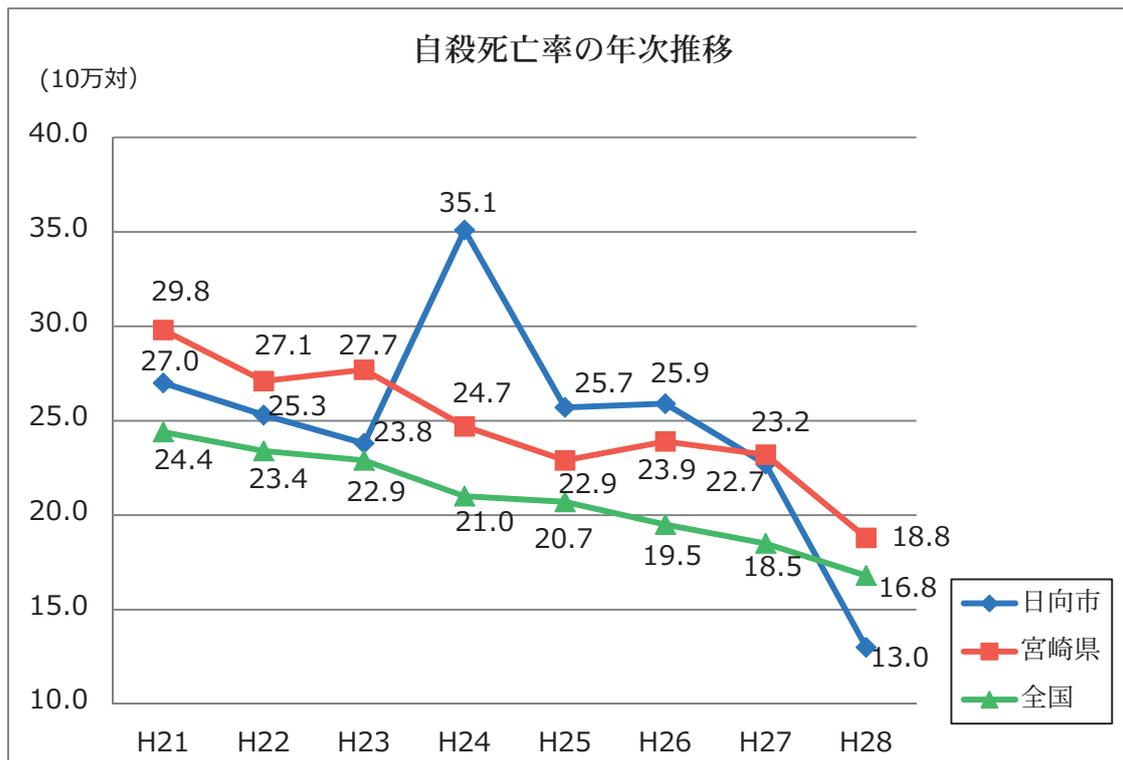
1 はじめに

実効性のある自殺対策を推進するには、地域の自殺の現状を正確に把握する必要があります。そのため、本市では、自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」や、厚生労働省の「人口動態統計」を活用して本市の特徴を分析するなどして、地域の自殺の現状の把握に努めました。

なお、本計画においては「地域自殺実態プロファイル（2017）」の「自殺統計（自殺日・住居地）」を主として使用します。

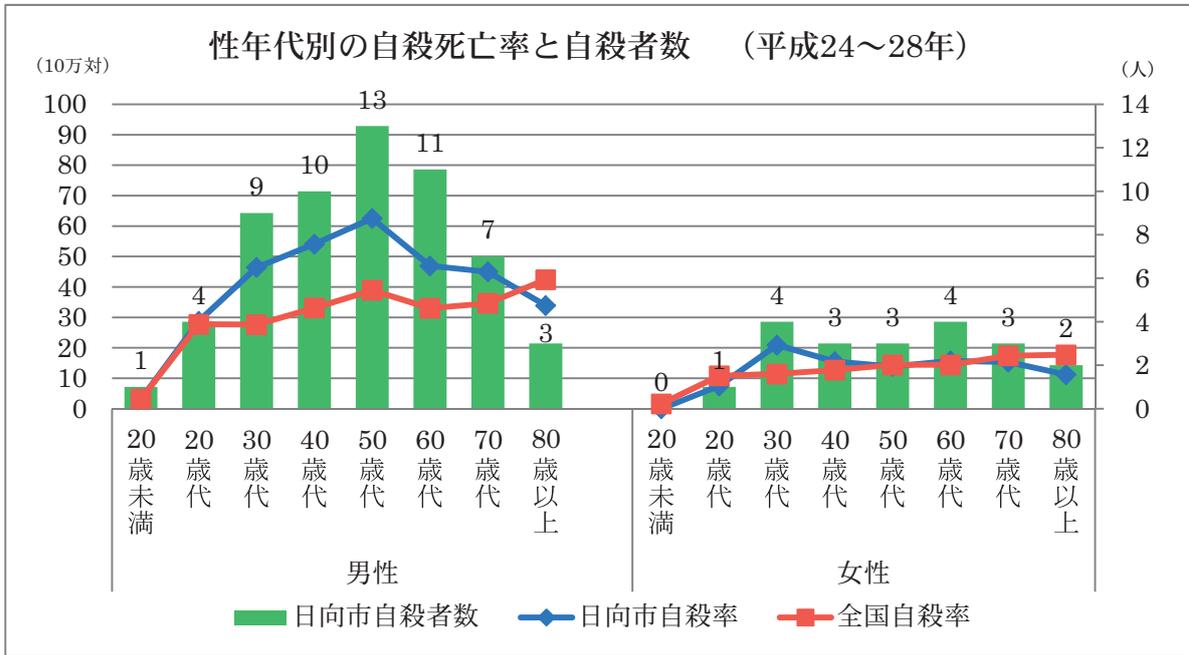
2 全国との比較

本市の自殺死亡率は、平成27年までは全国と比較すると高い値で推移しています。平成24年に35.1と全国や宮崎県を大きく上回っていましたが、その後減少傾向にあり平成28年には13.0となり全国を下回っています。



厚生労働省「人口動態統計」

本市では、女性の自殺死亡率については全国とほぼ変わりませんが、男性の自殺死亡率は30～70歳代が全国と比較しても高い値となっています。

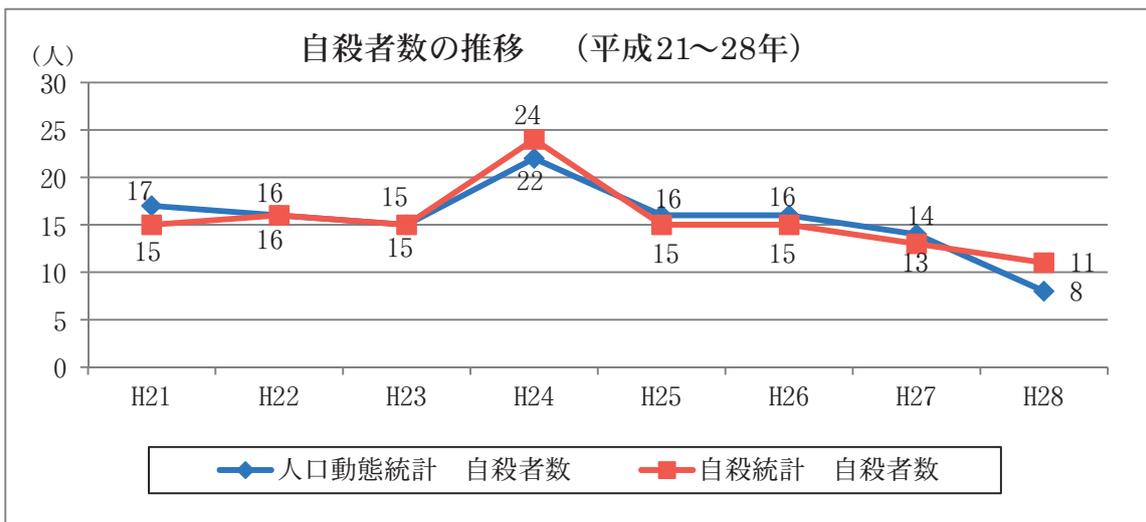


自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

3 本市における年次推移

(1) 自殺者数の推移

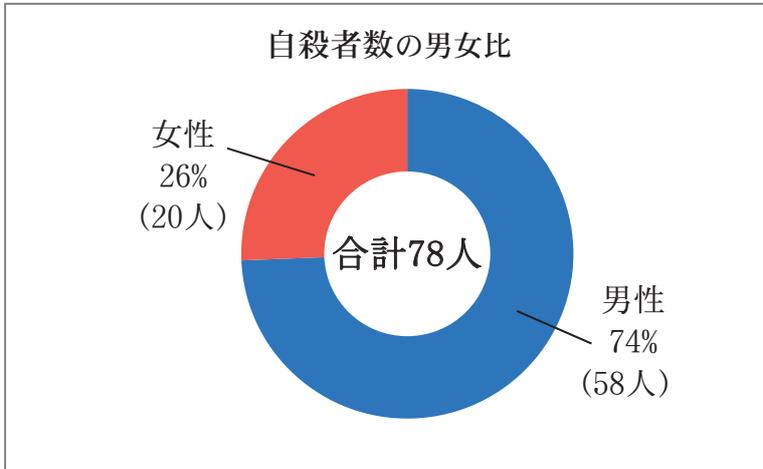
本市の自殺者数は、平成21年から28年まで10人台後半で推移し、平成24年に増加したものの、それ以降減少傾向にあります。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

(2) 自殺者数の男女比（平成24年から28年合計）

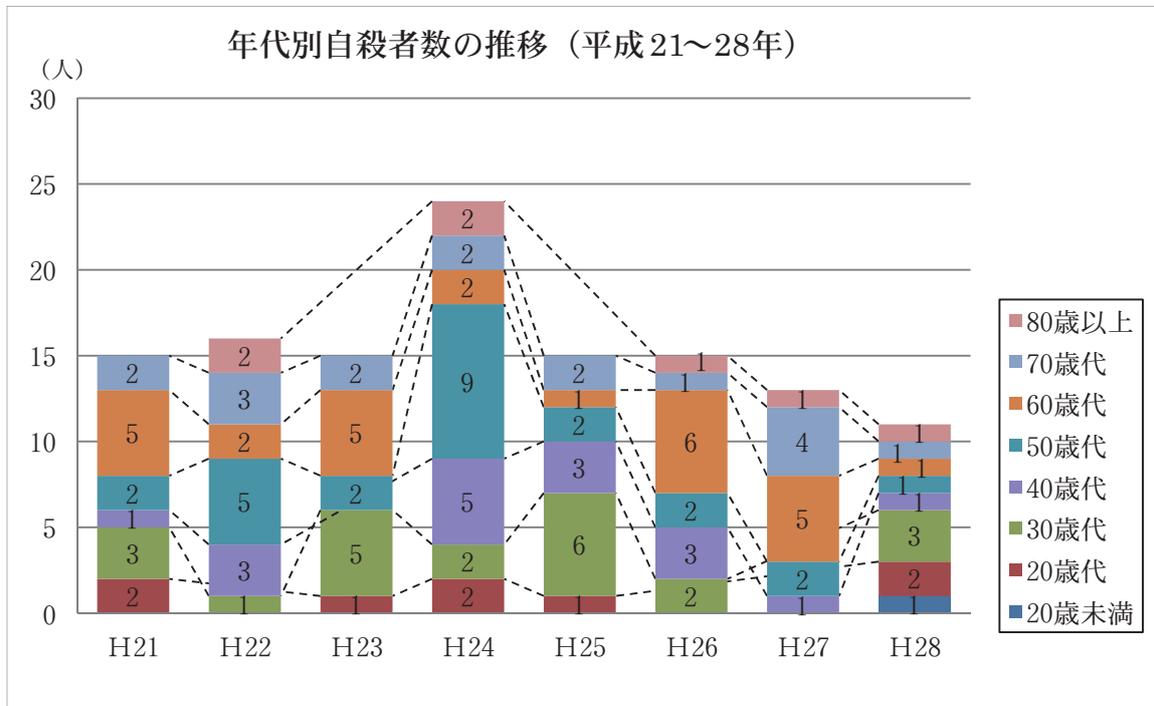
自殺者数の男女比は、男性は女性の約3倍となっています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(3) 年代別自殺者数の推移

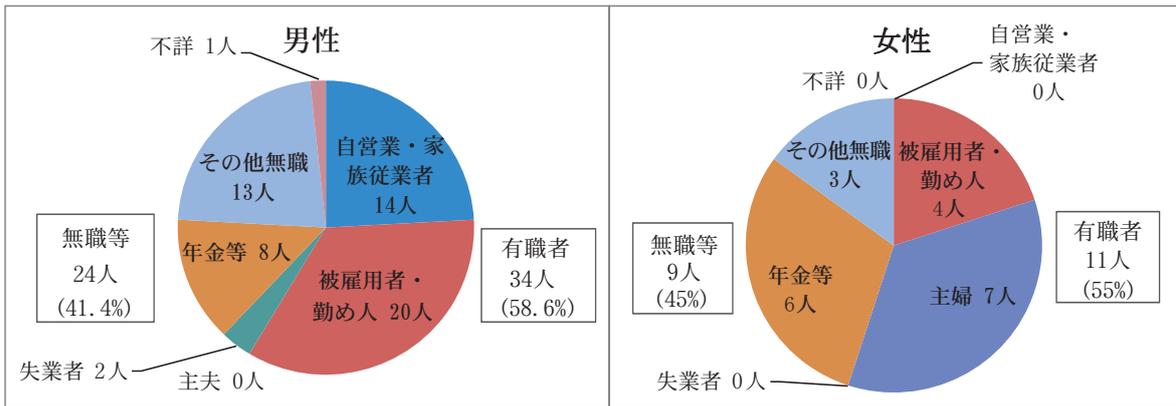
平成21年から28年の年代別自殺者数は、全体的に減少傾向にあります。平成28年にはこれまでみられなかった20歳未満の自殺者数が1名みられています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(4) 性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳(平成24年から28年合計)
 有職者と無職者の比率は、男性が58.6%対41.4%、女性は55%対45%となっており、いずれも有職者の割合が高くなっています。

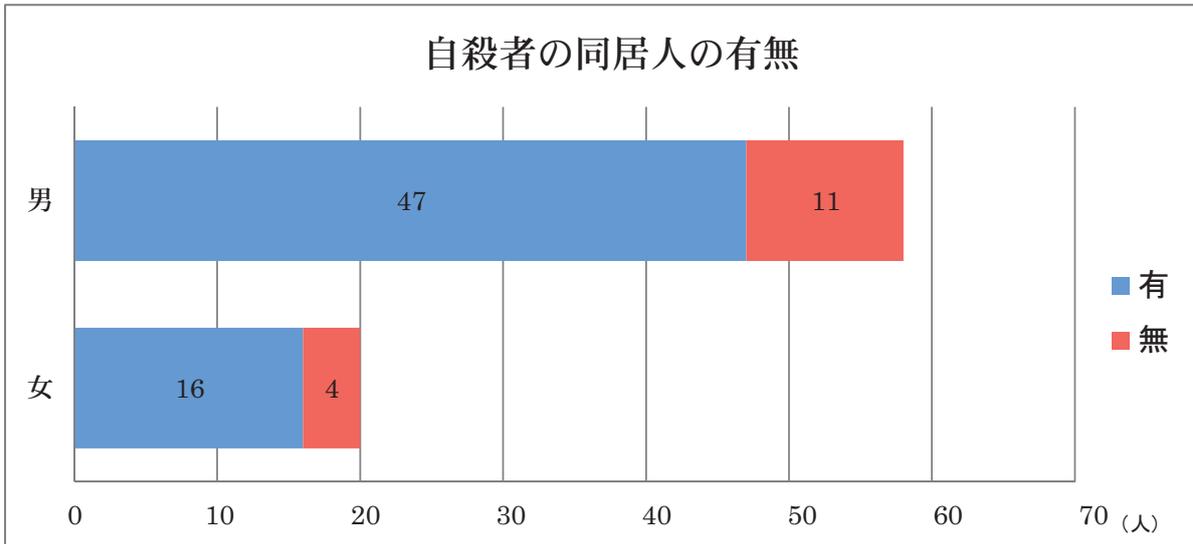
性別に見た有職者と無職者の割合とその内訳(平成24年から28年合計)



厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(5) 自殺者の同居人の有無 (平成24年から28年合計)

自殺者の8割以上は独居ではなく、同居人がいます。男女ともに同じ割合を示しています。



自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

4 対策が優先されるべき対象群の把握

■本市の自殺の特徴

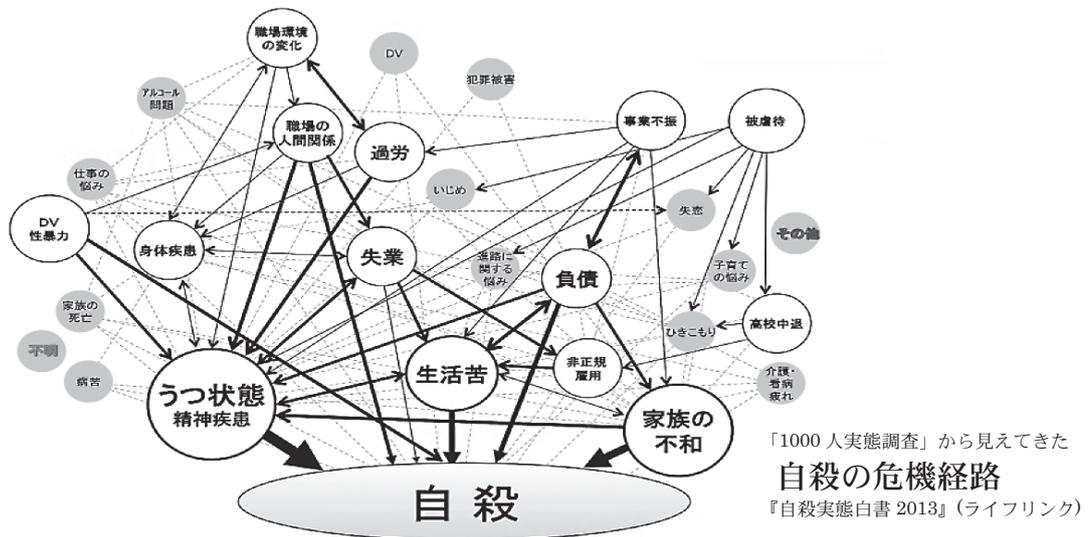
自殺者数は平成24年から28年合計78人（男性58人、女性20人）です。

特徴としては、働き盛りの中高年の男性が多く、有職者で同居者がいる方が多くなっています。また、背景にある主な自殺の危機経路をみると、職場の悩みや身体疾患によってうつ状態になり自殺に至っているという傾向が分かりました。

本市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成24年から28年）合計）、国勢調査）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性40～59歳有職同居	16	20.5%	55.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	11	14.1%	45.8	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性60歳以上有職同居	6	7.7%	37.0	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳有職同居	6	7.7%	27.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	6	7.7%	16.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※順位は自殺者数の多寡にもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。
 ※自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。



図中の○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高く、矢印の太さが太いほど、要因と要因との連鎖の因果関係が強くなります。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。NPO 法人ライフリンクの調査では、図以外にも、職業、年齢、性別等によって自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

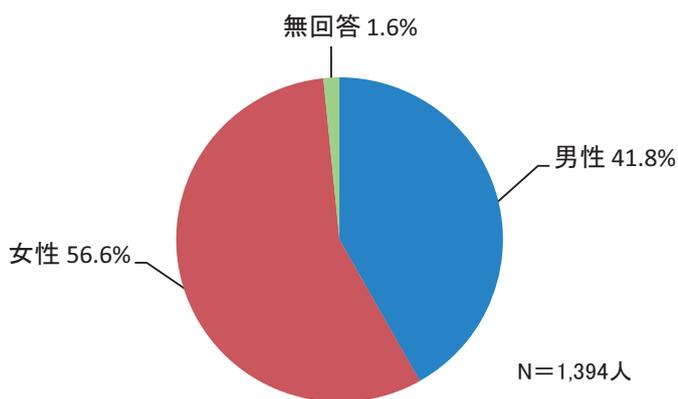
5 こころの健康に関するアンケート調査の結果からみる現状と課題

市では、本計画の策定にあたり、住民のこころの健康状態と心の病気や自殺に対する意識・認識を調査するため、下記の方法でアンケートを実施しました。

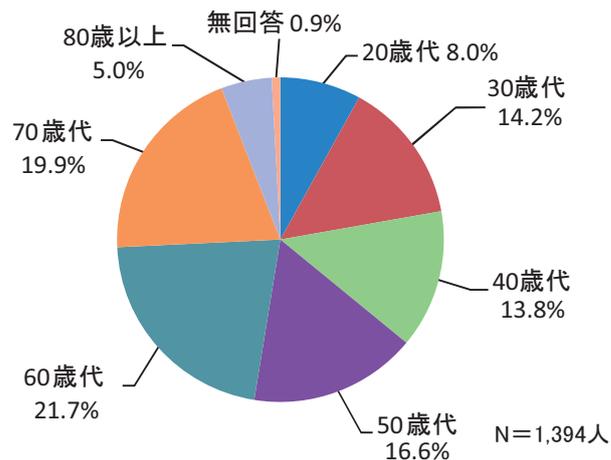
ここでは、調査結果の概要及び分析結果を示します。

- 調査対象 : 日向市に住所を有する 20 歳代から 80 歳代までの男女
- 対象者数 : 3,000 人
- 抽出方法 : 無作為抽出 (年齢別)
- 調査方法 : 郵送法 (封筒による密封回収)
- 調査期間 : 平成 30 年 8 月 8 日から平成 30 年 8 月 22 日まで
- 有効回答数 : 1,394 票 (回答率 46.5%)

回答者の性別



回答者の年齢別



【調査結果の概況】

こころの健康に関するアンケート調査では、自殺に関する個人の意識や周囲の現状について質問を行いました。その結果、約 5 人に 1 人がこれまで、「自殺したいと考えたことがある」と回答しています。また、約 3 人に 1 人が身の周りの人を自殺で亡くしていたりと、多くの市民にとって自殺が身近な出来事であることがわかりました。しかしながら、「自殺予防対策への関心の有無」では、「どちらともいえない」の割合が 38.7%、「ない」が 28.8%と合計すると 67.5%を占めており、関心の低さが目立っています。

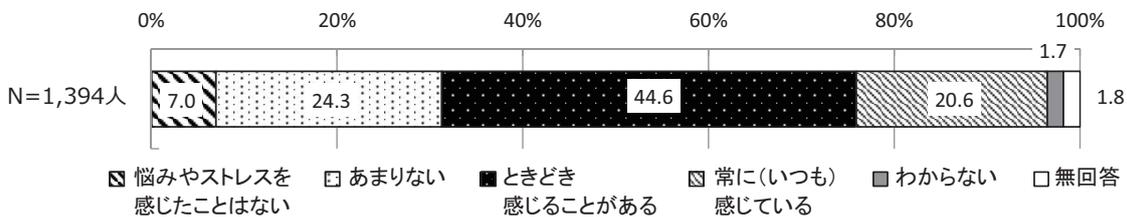
また、こころの健康についての相談機関の周知が十分でなく、より効果的な情報発信を展開する必要があるといった課題等も、アンケートの結果から明らかになりました。

(1) この1か月間に感じた悩みやストレスの有無について

「この1か月間で、悩みやストレスを感じたことがありますか」という質問に対して「ときどき感じることもある」の割合が44.6%と最も高く、ついで「あまりない」が24.3%、「常に(いつも)感じている」20.6%、「悩みやストレスを感じたことはない」7.0%、「わからない」1.7%となっています。

性別でみると、「ときどき感じることもある」と「常に(いつも)感じている」を合わせた割合は女性が高くなっています。

年代別でみると、「ときどき感じることもある」と「常に(いつも)感じている」を合わせた割合は30歳代で特に高くなっています。



【性別・年代別】1か月間に感じた悩みやストレスの有無 単位: %

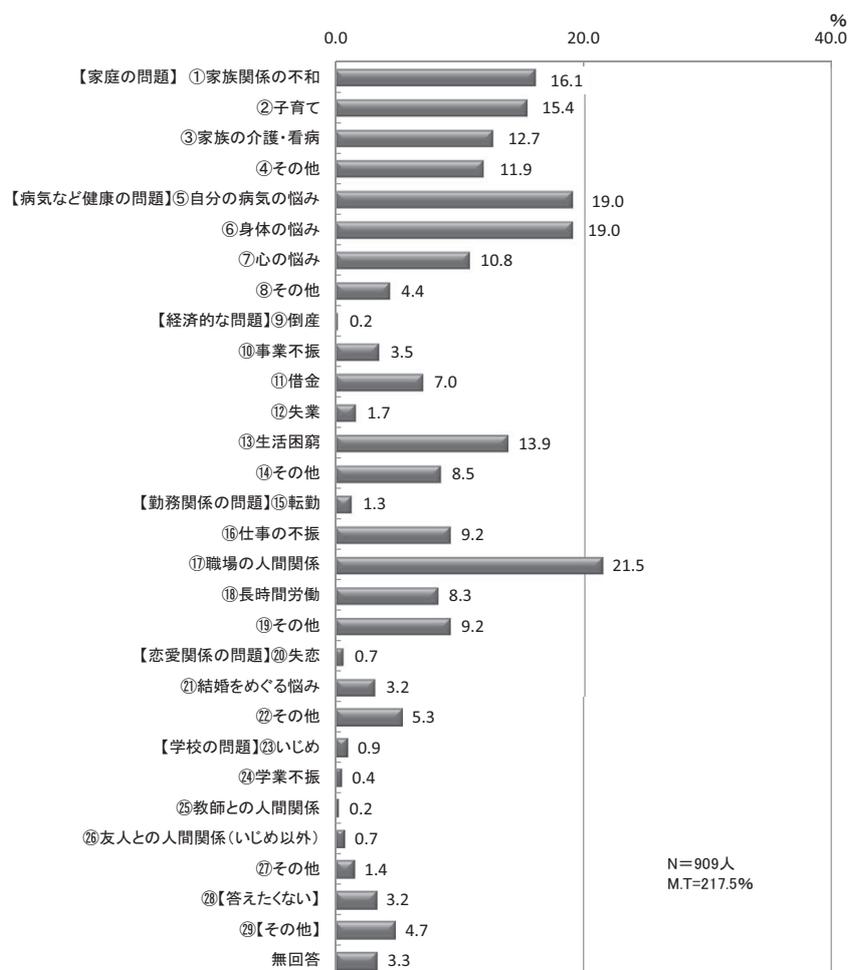
		調査数 (人)	悩みや ストレスを 感じない	あ ま り な い	が と き ど き 感 じ る こ と	常 に (い つ も) 感 じ て い る	わ か ら な い	無 回 答
全体		1,394人	7.0	24.3	44.6	20.6	1.7	1.8
性別	男性	583人	9.1	28.5	42.7	16.8	1.5	1.4
	女性	789人	5.3	21.2	45.9	23.8	1.8	2.0
	無回答	22人	9.1	27.3	50.0	4.5	4.5	4.5
年代	20歳代	111人	5.4	19.8	52.3	18.0	2.7	1.8
	30歳代	198人	1.5	14.6	44.9	36.9	1.0	1.0
	40歳代	192人	2.6	18.2	47.4	29.2	2.1	0.5
	50歳代	231人	5.2	23.4	45.0	24.7	0.9	0.9
	60歳代	303人	8.3	29.7	44.9	13.2	1.3	2.6
	70歳代	277人	12.3	31.8	39.4	12.3	2.5	1.8
	80歳代以上	70人	15.7	28.6	38.6	8.6	2.9	5.7
	無回答	12人	8.3	8.3	66.7	8.3	0.0	8.3

(2) 悩みやストレスを感じる原因について

(1) で「ときどき感じることもある」「常に(いつも)感じている」と回答した方に対して「それはどのようなことが原因ですか」という質問を行いました。悩みやストレスを感じる原因は、「職場の人間関係」の割合が21.5%と最も高く、ついで「自分の病気の悩み」と「身体の悩み」が19.0%、「家庭関係の不和」16.1%、「子育て」15.4%、「生活困窮」13.9%、「家族の介護・看病」12.7%と以下のとおりとなっています。「家庭の問題」、「病気など健康の問題」、「勤務関係の問題」に起因する原因の割合が高くなっています。

性別でみると、「家庭の問題」の割合が女性で、「勤務関係の問題」が男性で高くなっています。

年代別でみると、「家庭の問題」の割合が40歳代や50歳代で、「勤務関係の問題」が20歳代から50歳代で、「恋愛関係の問題」が20歳代で高くなっています。



【㉙その他：妊活、近所・地域、定年後の生活費、仕事量の多さ、学校行事の多さ、収入が低い、雇用（非正規）の不安、友人関係、遺産相続、老後の不安など】

【性別・年代別】悩みやストレスを感じる原因

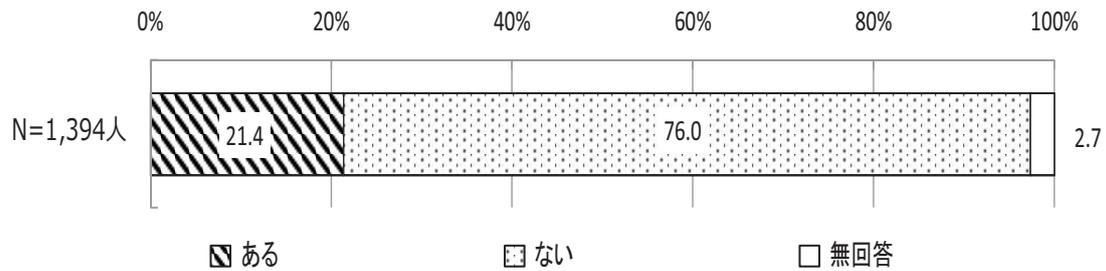
単位：%

【複数回答】	調査数（人）	【家庭の問題】				【病気など健康の問題】				【経済的な問題】								
		① 家族関係の不和	② 子育て	③ 家族の介護・看病	④ その他	⑤ 自分の病気の悩み	⑥ 身体の悩み	⑦ 心の悩み	⑧ その他	⑨ 倒産	⑩ 事業不振	⑪ 借金	⑫ 失業	⑬ 生活困窮	⑭ その他			
全体	909人	16.1	15.4	12.7	11.9	19.0	19.0	10.8	4.4	0.2	3.5	7.0	1.7	13.9	8.5			
性別	男性	347人	11.5	8.4	10.4	12.4	19.6	17.3	10.7	4.6	0.3	6.1	9.5	2.0	14.4	6.9		
	女性	550人	19.3	20.2	14.2	11.8	18.4	20.5	10.9	4.4	0.2	2.0	5.5	1.5	13.8	9.6		
	無回答	12人	0.0	0.0	8.3	0.0	33.3	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
年代	20歳代	78人	9.0	15.4	5.1	11.5	10.3	21.8	11.5	5.1	0.0	0.0	7.7	1.3	14.1	9.0		
	30歳代	162人	16.0	36.4	5.6	6.8	9.3	20.4	17.9	2.5	0.0	3.7	10.5	1.9	18.5	8.6		
	40歳代	147人	24.5	29.9	8.8	10.9	9.5	16.3	11.6	2.7	0.0	6.1	10.2	2.0	17.0	9.5		
	50歳代	161人	19.9	11.8	21.1	13.7	16.8	19.3	13.0	5.6	0.6	4.3	8.7	1.2	10.6	8.7		
	60歳代	176人	10.8	2.3	17.6	18.8	24.4	20.5	5.1	6.8	0.0	3.4	3.4	3.4	12.5	10.8		
	70歳代	143人	16.8	0.7	11.2	11.2	30.8	16.8	9.1	4.9	0.0	2.1	2.1	0.0	12.6	6.3		
	80歳代以上	33人	6.1	3.0	21.2	3.0	57.6	24.2	0.0	0.0	3.0	3.0	6.1	0.0	9.1	0.0		
	無回答	9人	0.0	0.0	11.1	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0		
	【複数回答】	調査数（人）	【勤務関係の問題】				【恋愛関係の問題】				【学校の問題】				⑳	㉑	無回答	
		⑮ 転勤	⑯ 仕事の不振	⑰ 職場の人間関係	⑱ その他	㉒ 失恋	㉓ 結婚をめぐる悩み	㉔ その他	㉕ いじめ	㉖ 学業不振	㉗ 教師との人間関係	㉘（いじめ以外）友人との人間関係	㉙ その他	㉚ 「答えたくない」	㉛ 「その他」			
全体	909人	1.3	9.2	21.5	8.3	9.2	0.7	3.2	5.3	0.9	0.4	0.2	0.7	1.4	3.2	4.7	3.3	
性別	男性	347人	1.7	15.6	21.6	11.0	11.5	0.9	4.3	7.2	0.6	0.0	0.3	0.0	1.4	3.2	4.0	2.0
	女性	550人	1.1	5.3	21.6	6.7	8.0	0.5	2.4	4.2	1.1	0.7	0.2	1.1	1.5	3.3	5.3	3.8
	無回答	12人	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	
年代	20歳代	78人	2.6	15.4	28.2	16.7	12.8	0.0	7.7	12.8	0.0	0.0	1.3	0.0	5.1	3.8	6.4	1.3
	30歳代	162人	2.5	14.2	31.5	13.0	15.4	1.9	6.2	5.6	0.6	0.0	0.0	1.9	2.5	6.2	1.9	
	40歳代	147人	2.7	12.2	32.0	12.2	11.6	0.0	5.4	8.2	2.0	2.0	0.0	2.0	0.7	4.1	4.1	0.0
	50歳代	161人	1.2	11.8	30.4	9.3	10.6	1.2	0.6	4.3	1.2	0.6	0.6	0.6	1.2	3.1	3.7	1.9
	60歳代	176人	0.0	5.7	11.4	2.8	5.7	0.0	1.1	2.8	0.6	0.0	0.0	0.6	0.6	3.4	2.8	5.7
	70歳代	143人	0.0	0.7	3.5	1.4	3.5	0.7	1.4	3.5	0.7	0.0	0.0	0.7	1.4	3.5	7.7	6.3
	80歳代以上	33人	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1
	無回答	9人	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	

(3) 「自殺したい」と考えたことの有無について

「これまでに自殺したいと考えたことがありますか」という質問に対して、「考えたことがある」が21.4%となっており、約5人に1人の割合になっています。

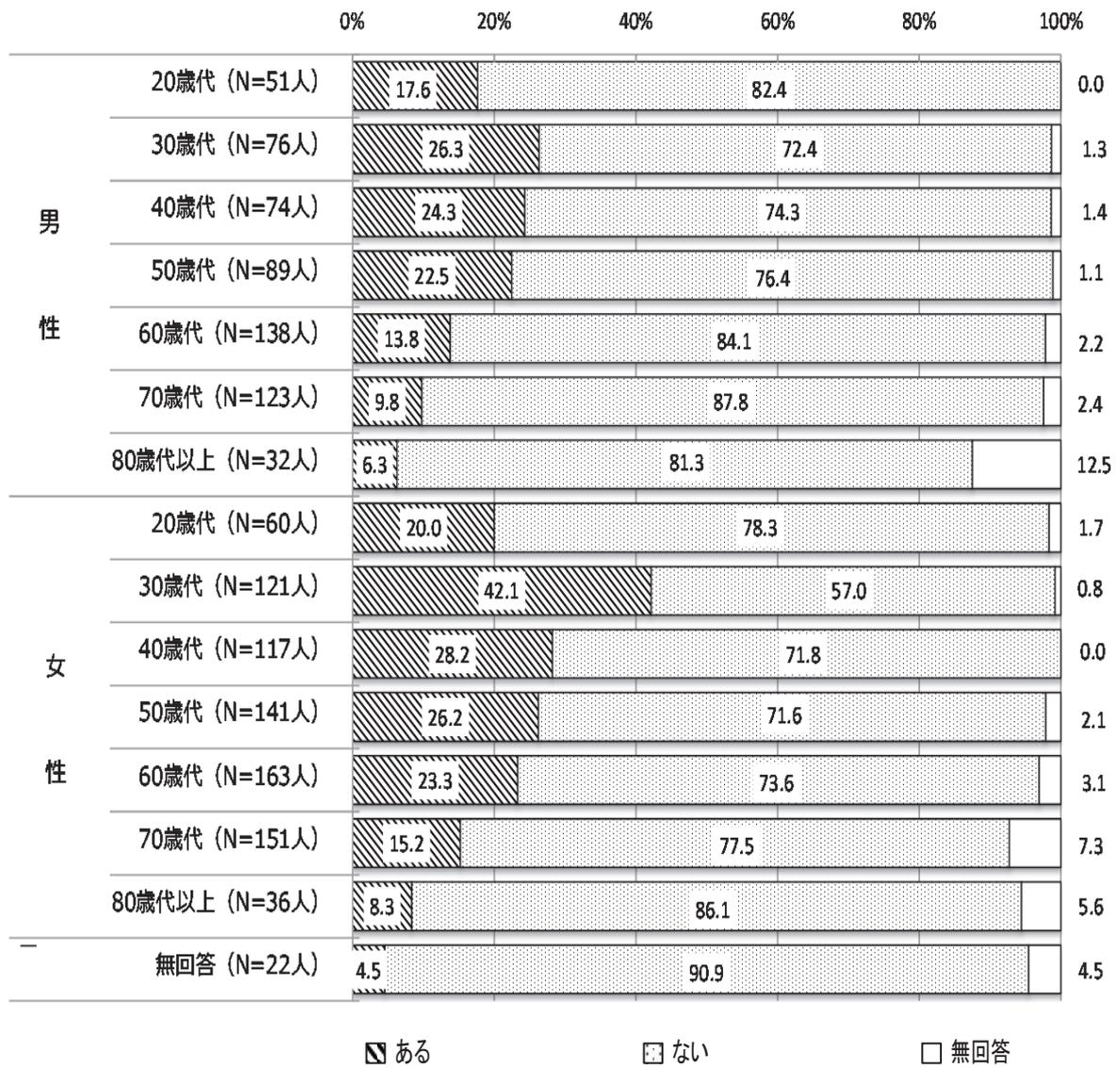
性別で見ると、女性で高くなっています。年代別で見ると、30歳代で最も高く、ついで40歳代、50歳代となっています。



【性別・年代別】「自殺したい」と考えたことの有無

単位: %

		(調査人数)	ある	ない	無回答
全体		1,394人	21.4	76.0	2.7
性別	男性	583人	17.2	80.6	2.2
	女性	789人	25.0	72.1	2.9
	無回答	22人	4.5	90.9	4.5
年代	20歳代	111人	18.9	80.2	0.9
	30歳代	198人	36.4	62.6	1.0
	40歳代	192人	26.6	72.9	0.5
	50歳代	231人	24.7	73.6	1.7
	60歳代	303人	18.8	78.5	2.6
	70歳代	277人	12.6	82.3	5.1
	80歳代以上	70人	7.1	84.3	8.6
	無回答	12人	0.0	91.7	8.3

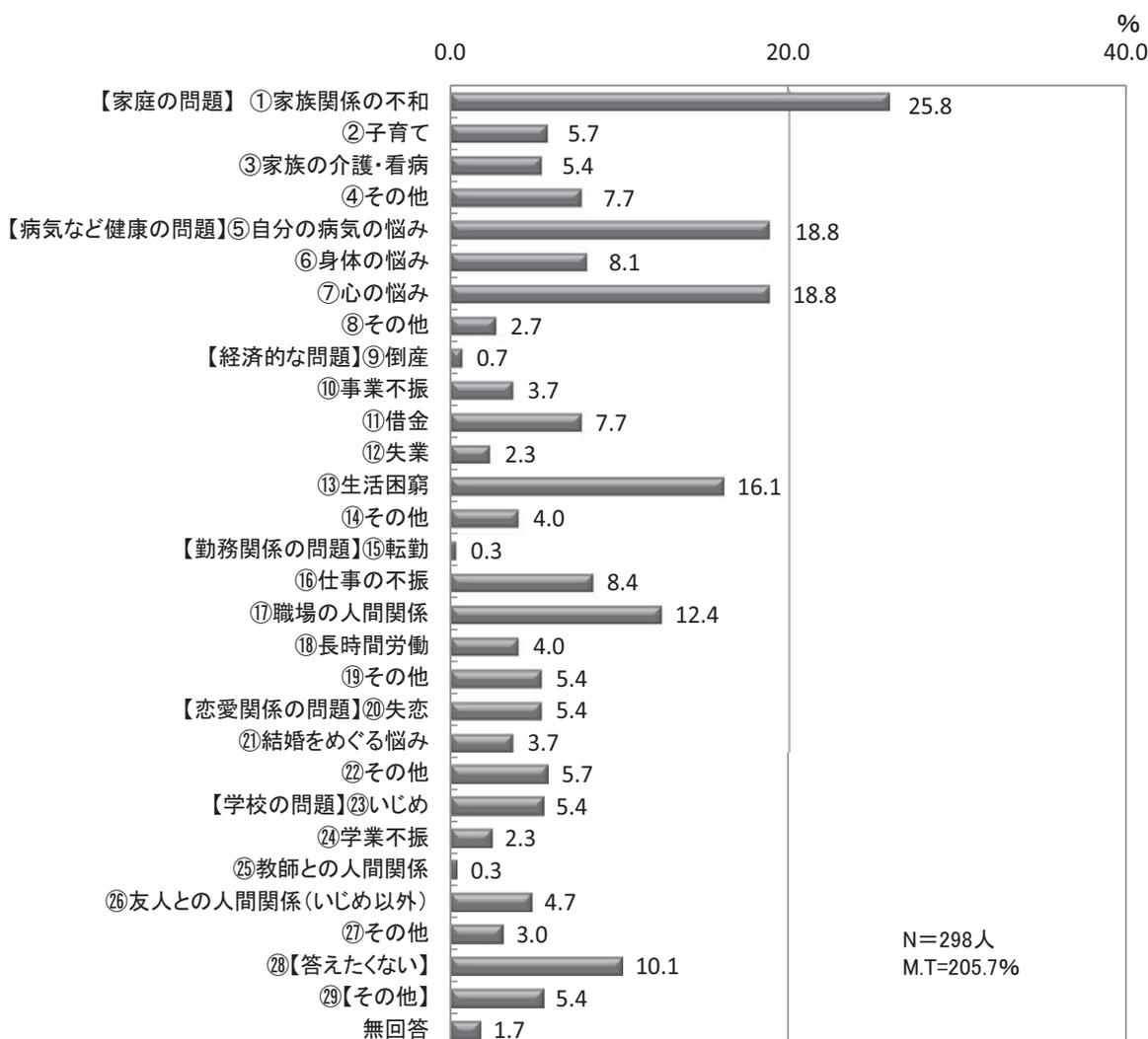


(4) 「自殺したい」と考えた原因について

(3) で「自殺したいと考えたことがある」という回答をした方について「それはどのようなことが原因ですか」という質問を行いました。「自殺したい」と考えた原因は、「家族関係の不和」の割合が 25.8%と最も高く、ついで「自分の病気の悩み」と「心の悩み」が 18.8%、「生活困窮」16.1%、「職場の人間関係」12.4%と以下のとおりとなっています。

性別でみると、女性は「家庭の問題」、男性は「経済的な問題」、「勤務関係の問題」、「恋愛関係の問題」で高くなっています。

年代別でみると、30歳代と70歳代で「家庭関係の不和」の割合が、70歳代以上では「自分の病気の悩み」の割合が高く、また30歳代で「心の悩み」、「生活困窮」や「職場の人間関係」が高くなっています。



【㉙その他：子どもの死、アルコールの飲み過ぎ、世の中に疲れる、生きがいが無い、過重な責任と恋愛問題が重なったとき など】

【性別・年代別】「自殺したい」と考えた原因

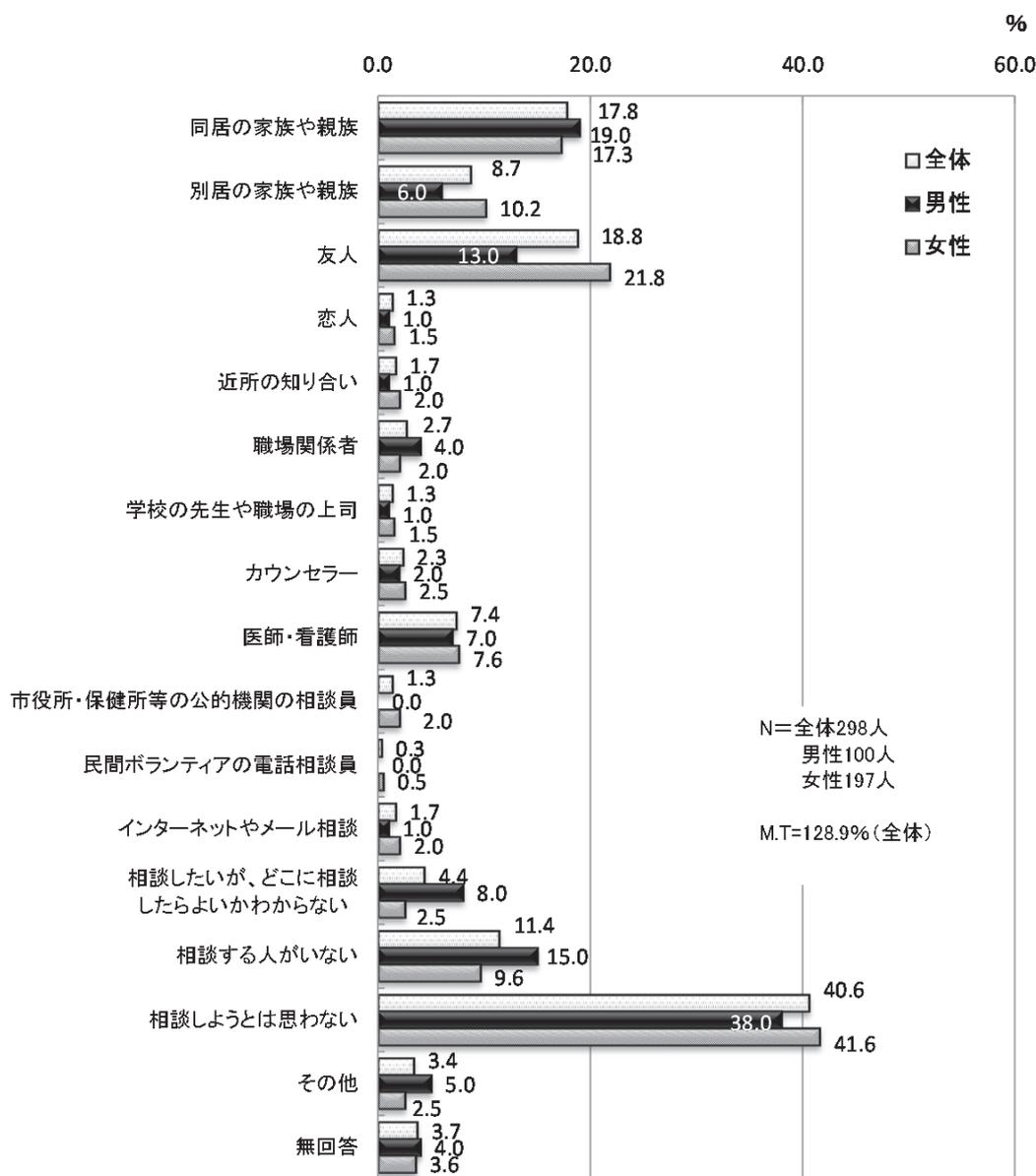
単位：%

【複数回答】	調査数（人）	【家庭の問題】				【病気など健康の問題】				【経済的な問題】								
		① 家族関係の不和	② 子育て	③ 家族の介護・看病	④ その他	⑤ 自分の病気の悩み	⑥ 身体の悩み	⑦ 心の悩み	⑧ その他	⑨ 倒産	⑩ 事業不振	⑪ 借金	⑫ 失業	⑬ 生活困窮	⑭ その他			
全体	298人	25.8	5.7	5.4	7.7	18.8	8.1	18.8	2.7	0.7	3.7	7.7	2.3	16.1	4.0			
性別	男性	100人	21.0	3.0	4.0	7.0	25.0	10.0	18.0	3.0	1.0	8.0	7.0	4.0	18.0	5.0		
	女性	197人	28.4	7.1	6.1	8.1	15.7	7.1	19.3	2.5	0.5	1.5	8.1	1.5	15.2	3.6		
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
年代	20歳代	21人	9.5	0.0	0.0	0.0	9.5	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	9.5	4.8		
	30歳代	72人	30.6	9.7	4.2	2.8	11.1	8.3	29.2	1.4	0.0	2.8	9.7	5.6	23.6	0.0		
	40歳代	51人	21.6	7.8	5.9	5.9	19.6	5.9	17.6	2.0	0.0	2.0	9.8	0.0	15.7	2.0		
	50歳代	57人	28.1	5.3	3.5	7.0	12.3	5.3	14.0	0.0	3.5	3.5	10.5	0.0	14.0	3.5		
	60歳代	57人	26.3	3.5	8.8	15.8	17.5	10.5	19.3	3.5	0.0	7.0	7.0	5.3	14.0	7.0		
	70歳代	35人	31.4	2.9	8.6	14.3	45.7	8.6	11.4	11.4	0.0	5.7	0.0	0.0	14.3	11.4		
	80歳代以上	5人	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	無回答	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
【複数回答】	調査数（人）	【勤務関係の問題】				【恋愛関係の問題】			【学校の問題】					⑳ 一答えたくない	㉑ 一その他	無回答		
		⑮ 転勤	⑯ 仕事の不振	⑰ 職場の人間関係	⑱ 長時間労働	⑲ その他	㉒ 失恋	㉓ 結婚をめぐる悩み	㉔ その他	㉕ いじめ	㉖ 学業不振	㉗ 教師との人間関係	㉘ 友人との人間関係（いじめ以外）				㉙ その他	
全体	298人	0.3	8.4	12.4	4.0	5.4	5.4	3.7	5.7	5.4	2.3	0.3	4.7	3.0	10.1	5.4	1.7	
性別	男性	100人	1.0	13.0	10.0	5.0	9.0	6.0	7.0	5.0	6.0	3.0	0.0	3.0	3.0	13.0	6.0	2.0
	女性	197人	0.0	6.1	13.7	3.6	3.6	5.1	2.0	6.1	5.1	2.0	0.5	5.6	3.0	8.1	5.1	1.5
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
年代	20歳代	21人	0.0	9.5	4.8	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0	9.5	9.5	0.0	19.0	9.5	19.0	4.8	0.0
	30歳代	72人	0.0	16.7	29.2	9.7	5.6	9.7	4.2	6.9	12.5	5.6	0.0	9.7	1.4	15.3	5.6	1.4
	40歳代	51人	2.0	5.9	17.6	2.0	5.9	11.8	9.8	3.9	7.8	2.0	2.0	5.9	2.0	3.9	2.0	2.0
	50歳代	57人	0.0	7.0	7.0	3.5	0.0	3.5	5.3	7.0	1.8	0.0	0.0	0.0	3.5	10.5	7.0	1.8
	60歳代	57人	0.0	5.3	1.8	0.0	3.5	0.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	8.8	7.0	3.5
	70歳代	35人	0.0	2.9	2.9	2.9	14.3	0.0	0.0	11.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	2.9	5.7	0.0
	80歳代以上	5人	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	無回答	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(5) 「自殺したい」と考えたときの相談相手について

(3) で「自殺したいと考えたことがある」という回答をした方について「そのように考えた時、誰かに相談しましたか」という質問を行いました。

「相談しようとは思わない」の割合が 40.6%と最も高く、ついで「友人」が 18.8%、「同居の家族や親族」17.8%、「相談する人がいない」11.4%と以下のとおりとなっています。性別で見ると、女性は「友人」、男性は「同居の家族や親族」の割合が高くなっています。年代別で見ると、「相談しようとは思わない」の割合が 20 歳代、30 歳代は 5 割を占めています。



【その他：宗教家、自分で考えた、耐えるなど】

【性別・年代別】「自殺したい」と考えたときの相談相手

単位：%

【複数回答】		調査数 (人)	や① 親族 同居の 家族	や② 親族 別居の 家族	③ 友人	④ 恋人	合⑤ い近 所の 知り	⑥ 職場 関係者	や⑦ 職学 場の校 の上の 先生	ラ⑧ ーカ ウン セ	
全体		298人	17.8	8.7	18.8	1.3	1.7	2.7	1.3	2.3	
性別	男性	100人	19.0	6.0	13.0	1.0	1.0	4.0	1.0	2.0	
	女性	197人	17.3	10.2	21.8	1.5	2.0	2.0	1.5	2.5	
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
年代	20代	21人	9.5	0.0	33.3	9.5	0.0	4.8	9.5	0.0	
	30代	72人	16.7	2.8	18.1	1.4	1.4	1.4	2.8	6.9	
	40代	51人	17.6	3.9	17.6	0.0	0.0	5.9	0.0	2.0	
	50代	57人	21.1	12.3	22.8	0.0	0.0	3.5	0.0	1.8	
	60代	57人	21.1	14.0	14.0	1.8	0.0	1.8	0.0	0.0	
	70代	35人	14.3	17.1	14.3	0.0	11.4	0.0	0.0	0.0	
	80代以上	5人	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	無回答	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
【複数回答】		調査数 (人)	⑨ 医師 ・ 看護師	機⑩ 関市 の役 所・ 保 健 所 等 の 公 的	相⑪ 談民 間 ボ ラン テ ィ ア の 電 話	相⑫ 談 イン ター ネ ット や メ ー ル	談⑬ し相 談し た ら し よ う い か が ど こ に 相	⑭ 相 談 す る 人 が い ない	⑮ 相 談 し よ う と は 思 わ ない	⑯ そ の 他	⑰ 無 回 答
全体		298人	7.4	1.3	0.3	1.7	4.4	11.4	40.6	3.4	3.7
性別	男性	100人	7.0	0.0	0.0	1.0	8.0	15.0	38.0	5.0	4.0
	女性	197人	7.6	2.0	0.5	2.0	2.5	9.6	41.6	2.5	3.6
	無回答	1人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
年代	20代	21人	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	9.5	52.4	0.0	0.0
	30代	72人	8.3	1.4	1.4	5.6	2.8	12.5	50.0	0.0	1.4
	40代	51人	3.9	0.0	0.0	0.0	2.0	17.6	43.1	2.0	2.0
	50代	57人	10.5	3.5	0.0	0.0	3.5	10.5	36.8	5.3	3.5
	60代	57人	3.5	1.8	0.0	0.0	3.5	7.0	35.1	5.3	7.0
	70代	35人	8.6	0.0	0.0	0.0	17.1	11.4	28.6	5.7	5.7
	80代以上	5人	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0
	無回答	0人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

【「相談しようとは思わない」性別・年代別状況】

(上段:人 下段:%)

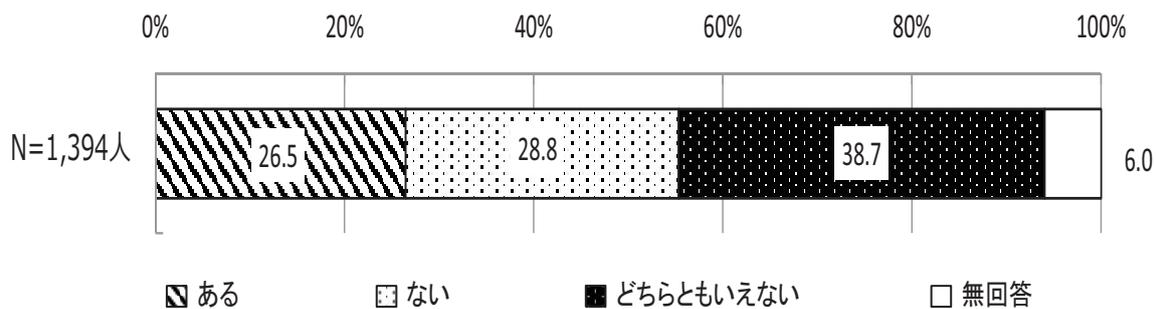
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上
男性	4	11	5	6	7	4	1
	44.4	55.0	27.8	30.0	36.8	33.3	50.0
女性	7	24	17	15	13	6	0
	58.3	47.1	51.5	40.5	34.2	26.1	0.0

(6) 自殺予防対策への関心の有無について

「自殺予防対策に関心がありますか」という質問に対して、「どちらともいえない」の割合が38.7%と最も高く、ついで「ない」が28.8%、「ある」26.5%となっています。

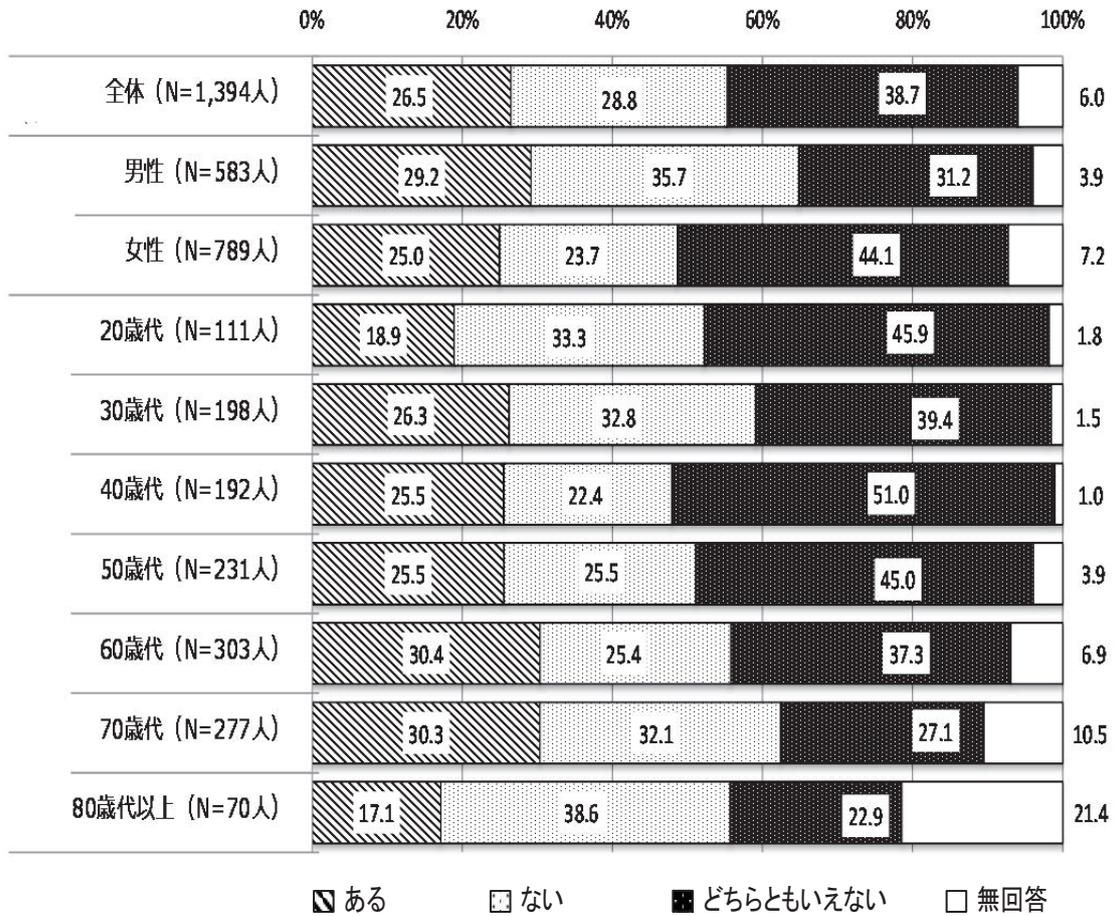
性別でみると、「ない」の割合は男性で高くなっています。

年代別でみると、「ある」の割合が60歳代、70歳代で高くなっています。



【性別・年代別】自殺予防対策への関心の有無 単位: %

		(調査人数)	ある	ない	いど えち なら いと も	無 回 答
全体		1,394人	26.5	28.8	38.7	6.0
性別	男性	583人	29.2	35.7	31.2	3.9
	女性	789人	25.0	23.7	44.1	7.2
	無回答	22人	9.1	31.8	45.5	13.6
年代	20歳代	111人	18.9	33.3	45.9	1.8
	30歳代	198人	26.3	32.8	39.4	1.5
	40歳代	192人	25.5	22.4	51.0	1.0
	50歳代	231人	25.5	25.5	45.0	3.9
	60歳代	303人	30.4	25.4	37.3	6.9
	70歳代	277人	30.3	32.1	27.1	10.5
	80歳代以上	70人	17.1	38.6	22.9	21.4
	無回答	12人	0.0	41.7	41.7	16.7

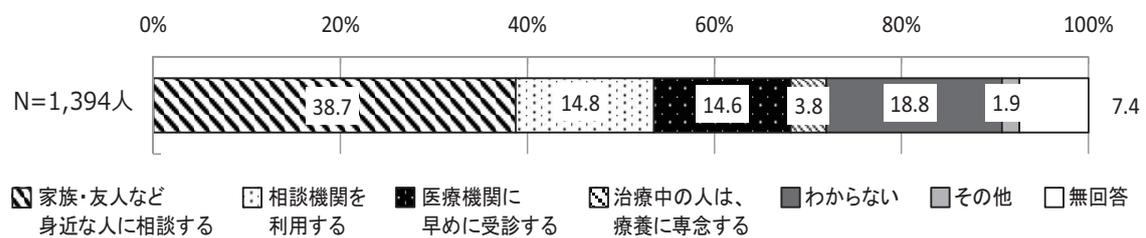


(7) 自殺予防として最も有効な方法について

「自殺予防として、どのような方法が最も有効だと思いますか」という質問に対して、最も有効だと思う方法は、「家族・友人など身近な人に相談する」の割合が38.7%と最も高く、ついで「わからない」が18.8%、「相談機関を利用する」14.8%、「医療機関に早めに受診する」14.6%、「治療中の人は療養に専念する」3.8%、「その他」1.9%となっています。

性別でも、同様の結果となっています。

年代別でみると、「家族・友人など身近な人に相談する」の割合が40歳代、80歳代以上で高くなっています。



【性別・年代別】自殺予防として最も有効な方法

単位：%

		調査数(人)	家族・友人など身近な人に相談する	相談機関を利用する	医療機関に早めに受診する	治療中の人は、療養に専念する	わからない	その他	無回答
全体		1,394人	38.7	14.8	14.6	3.8	18.8	1.9	7.4
性別	男性	583人	40.3	15.3	13.4	1.9	20.6	2.1	6.5
	女性	789人	37.6	14.7	15.7	5.2	17.6	1.8	7.4
	無回答	22人	36.4	4.5	9.1	4.5	13.6	0.0	31.8
年代	20歳代	111人	39.6	11.7	16.2	6.3	18.9	4.5	2.7
	30歳代	198人	39.9	13.6	15.2	4.0	20.2	2.0	5.1
	40歳代	192人	42.7	12.0	14.1	4.7	17.7	2.6	6.3
	50歳代	231人	35.9	18.6	14.7	4.3	18.6	1.7	6.1
	60歳代	303人	39.3	17.8	13.9	2.6	18.5	1.3	6.6
	70歳代	277人	35.7	15.2	14.8	3.6	19.5	1.4	9.7
	80歳代以上	70人	45.7	5.7	15.7	0.0	17.1	0.0	15.7
	無回答	12人	16.7	0.0	8.3	8.3	16.7	0.0	50.0

【その他：理解者、逃げる、友人・家族を持つ、側に寄り添う、話せる場所作り、聞いてくれる人等】

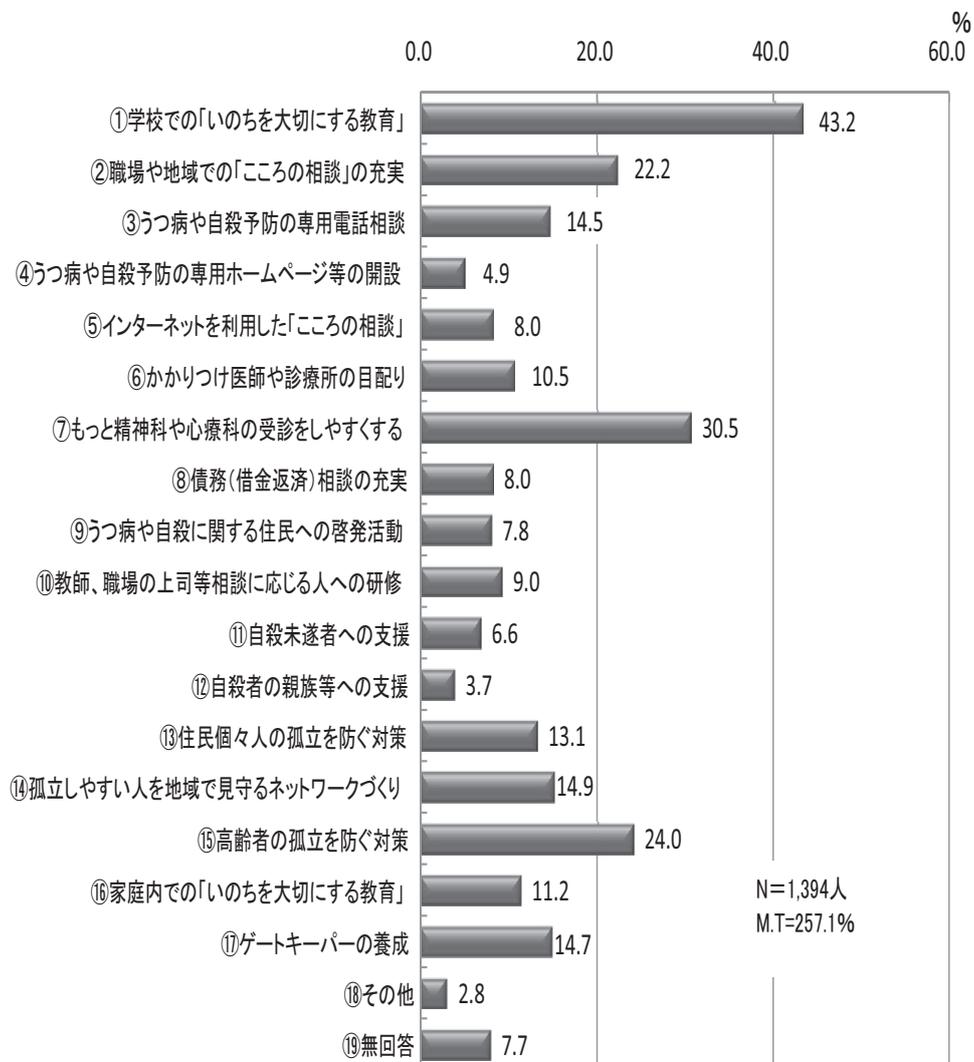
(8) 自殺予防の対策として大切なことや充実してほしいこと

「自殺予防の対策として、あなたが大切だと思うことや充実させてもらいたいことはどのようなものですか。(〇は3つまで)」という質問を行いました。

「学校での『いのちを大切にせる教育』」の割合が43.2%と最も高く、ついで「もっと精神科や心療科の受診をしやすくする」が30.5%、「高齢者の孤立を防ぐ対策」24.0%、「職場や地域での『こころの相談』の充実」22.2%と以下のとおりとなっています。

性別でも、同様の結果となっています。

年代別でみると、「インターネットを利用した『こころの相談』」の割合が20歳代から40歳代で、「自殺未遂者への支援」が30歳代、40歳代で、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が70歳代、80歳代以上で高くなっています。



【その他：働き方の改善、仕事や金銭面を増やす、変調に気付ける環境づくり、いのちの教育 等】

【性別・年代別】自殺予防の対策として大切なことや充実してほしいこと

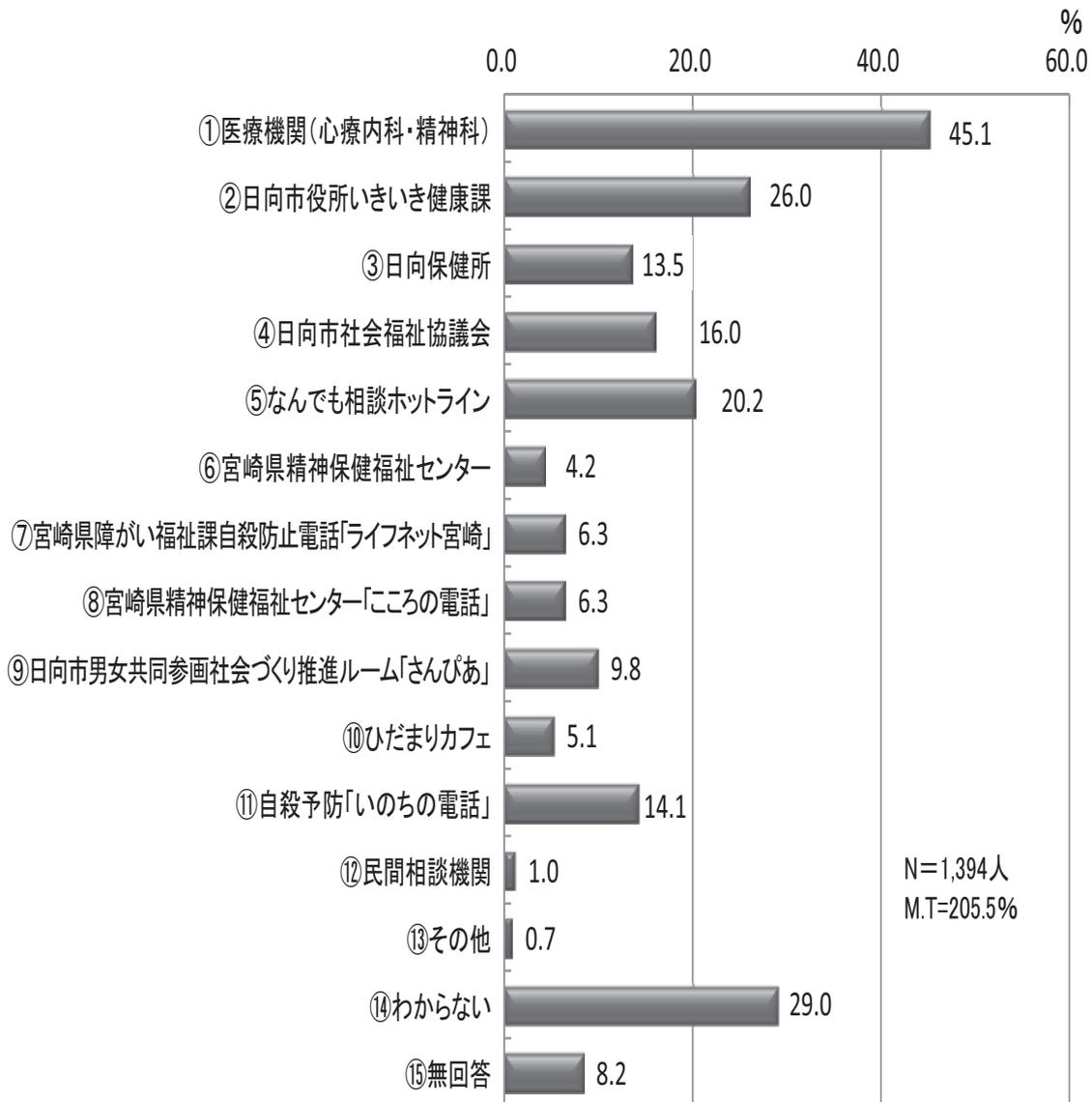
単位：%

		調査数（人）	① 学校での「いのちを大切に」する教育	② 職場や地域の「こころの相談」の充実	③ 電話相談や自殺予防の専用	④ ホームページ等の開設	⑤ インターネットの利用	⑥ かかりつけ医師や診療所の目配り	⑦ もつと精神科や心療科の受診をしやすくする	⑧ 債務（借金返済）相談の充実	⑨ うつ病や自殺に関する住民への啓発活動	
【複数回答】												
全体		1,394人	43.2	22.2	14.5	4.9	8.0	10.5	30.5	8.0	7.8	
性別	男性	583人	41.5	26.1	13.7	4.8	6.0	9.6	25.6	9.8	10.8	
	女性	789人	44.6	19.5	15.2	5.1	9.6	11.2	34.6	7.0	5.7	
	無回答	22人	36.4	13.6	9.1	0.0	0.0	9.1	13.6	0.0	4.5	
年代	20代	111人	41.4	24.3	15.3	3.6	18.9	12.6	37.8	10.8	3.6	
	30代	198人	35.4	24.2	11.1	7.6	18.2	8.1	33.3	11.6	8.6	
	40代	192人	45.3	29.7	15.1	6.3	12.5	5.2	35.9	8.3	7.3	
	50代	231人	49.4	28.1	13.9	6.9	6.5	6.5	34.6	11.3	7.4	
	60代	303人	45.9	14.5	16.5	4.6	4.0	11.2	30.4	7.3	7.6	
	70代	277人	41.9	18.4	13.7	2.5	1.1	15.5	22.0	4.3	10.8	
	80代以上	70人	37.1	22.9	17.1	0.0	0.0	18.6	18.6	1.4	5.7	
	無回答	12人	33.3	8.3	16.7	0.0	0.0	8.3	16.7	0.0	0.0	
【複数回答】												
全体		1,394人	9.0	6.6	3.7	13.1	14.9	24.0	11.2	14.7	2.8	7.7
性別	男性	583人	8.9	6.3	3.8	15.3	14.6	26.6	9.3	12.7	3.6	6.2
	女性	789人	9.3	6.8	3.7	11.7	15.5	22.1	12.5	16.3	2.3	8.1
	無回答	22人	4.5	4.5	0.0	4.5	4.5	22.7	13.6	9.1	0.0	31.8
年代	20代	111人	13.5	8.1	8.1	8.1	7.2	13.5	5.4	18.9	2.7	3.6
	30代	198人	18.2	10.6	6.1	12.1	17.7	14.6	10.6	20.2	5.6	5.1
	40代	192人	9.4	10.4	3.1	12.0	12.5	17.2	12.0	16.7	3.1	3.6
	50代	231人	13.0	5.2	3.0	12.1	11.7	16.9	13.0	16.5	1.7	4.8
	60代	303人	5.6	5.0	3.0	15.5	16.5	26.7	12.9	14.5	2.3	8.9
	70代	277人	3.2	4.3	2.5	15.5	20.2	39.0	10.5	9.4	2.2	11.6
	80代以上	70人	1.4	2.9	1.4	10.0	11.4	37.1	8.6	2.9	2.9	18.6
	無回答	12人	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	25.0	16.7	16.7	0.0	25.0

(9) こころの健康についての相談機関の認知度について

「あなたは、こころの健康についての相談機関をご存知ですか。(〇はいくつでも)」という質問を行いました。こころの健康についての相談機関で知っているものは、「医療機関(心療内科・精神科)」の割合が45.1%と最も高く、ついで「わからない」が29.0%、「日向市役所いきいき健康課」26.0%、「なんでも相談ホットライン」20.2%、「日向市社会福祉協議会」16.0%と以下のとおりとなっています。性別でも、同様の結果となっています。

年代別でみると、「わからない」の割合が20歳代で特に高くなっています。



【⑫民間相談機関：勤務先の相談窓口】

【その他：自立支援協議会、会社のこころの相談窓口 など】

【性別・年代別】こころの健康についての相談機関の認知度

単位：％

【複数回答】		調査数（人）	① 医療機関（心療内科・精神科）	② 日向市役所いきいき健康課	③ 日向保健所	④ 日向市社会福祉協議会	⑤ なんでも相談ホットライン	⑥ 宮崎県精神保健福祉センター	⑦ 宮崎県障がい福祉課自殺防止電話「ライフネット宮崎」	⑧ 宮崎県精神保健福祉センター	⑨ 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」	⑩ ひだまりカフェ	⑪ 自殺予防「いのちの電話」	⑫ 民間相談機関	⑬ その他	⑭ わからない	⑮ 無回答
全体		1,394人	45.1	26.0	13.5	16.0	20.2	4.2	6.3								
性別	男性	583人	37.6	28.3	13.7	17.7	14.2	3.9	6.5								
	女性	789人	51.1	24.6	13.6	15.0	24.6	4.6	6.3								
	無回答	22人	27.3	13.6	4.5	9.1	22.7	0.0	0.0								
年代	20代	111人	38.7	17.1	14.4	8.1	15.3	3.6	2.7								
	30代	198人	49.0	20.2	14.6	13.6	25.3	5.1	5.1								
	40代	192人	49.5	21.4	9.4	10.9	30.7	3.1	4.2								
	50代	231人	55.8	20.3	19.0	14.7	27.7	6.1	10.8								
	60代	303人	44.6	28.4	12.9	16.2	20.5	4.6	8.3								
	70代	277人	38.6	36.5	11.2	22.4	8.7	3.6	6.1								
	80代以上	70人	28.6	35.7	15.7	27.1	4.3	1.4	0.0								
	無回答	12人	16.7	25.0	0.0	16.7	25.0	0.0	0.0								
全体		1,394人	6.3	9.8	5.1	14.1	1.0	0.7	29.0	8.2							
性別	男性	583人	5.3	7.9	3.4	11.5	0.9	0.5	35.2	7.9							
	女性	789人	7.1	11.3	6.5	16.1	1.1	0.9	24.7	7.7							
	無回答	22人	4.5	4.5	0.0	9.1	0.0	0.0	18.2	36.4							
年代	20代	111人	3.6	6.3	2.7	7.2	0.9	1.8	41.4	4.5							
	30代	198人	5.6	10.1	4.5	13.1	0.0	0.5	33.8	5.1							
	40代	192人	4.7	10.9	6.3	16.1	0.0	0.0	29.7	3.1							
	50代	231人	8.2	12.6	5.2	17.7	1.7	1.3	24.7	5.6							
	60代	303人	7.9	8.6	7.3	17.5	0.3	1.0	26.4	8.6							
	70代	277人	7.2	9.7	4.0	12.6	1.8	0.4	26.0	13.7							
	80代以上	70人	1.4	7.1	2.9	1.4	4.3	0.0	31.4	20.0							
	無回答	12人	0.0	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	25.0	25.0							

日向市こころの健康に関するアンケート結果による課題

① 地域社会とのかかわりの観点から

地域社会とのかかわりでは、全体でみると70歳代では5.4%、80歳代では8.6%で、高齢期になるほど希薄になっています。また、男女別全年齢では、男性では4.3%、女性では2.7%となっており、男性が女性よりも地域とのかかわり方が希薄という結果がでています。このことから、地域社会における見守りなどの支え合いや、地域連携が課題です。

② 悩みやストレスについての職場における研修や相談支援体制の観点から

この1か月間で悩みやストレスを感じたことがある人は6割を超えており、特に、20歳代～40歳代では7割を超え、「職場の人間関係」が原因で悩みやストレスを感じた人が21.5%、その原因で自殺したいと考えた人が12.4%となっています。そのような時の相談相手については、相談する人がいないが4.4%、相談しようと思わないが13.0%あり、職場における研修や相談支援体制を構築することが喫緊の課題です。

③ うつについての正しい情報の発信とその理解と周知工夫についての観点から

現状から、よく眠れない日が2週間以上続いたら医療機関を受診するかについては、「受診しない」が58.7%、受診しない理由については、「自然に治るだろうから」が56.5%となっています。

かかりつけ医がないと答えた人は、男性では46.0%、女性で42.8%となっています。一方、精神科医を受診している人は、20歳代では22.2%、30歳代では10.3%、心療内科を受診している人は、30歳代で10.3%となっており、若い世代で、仕事上で多忙という現状も想定されますが、自身の精神面での不調に対する理解や認識の不足がみられます。加えてかかりつけ医はない人が多いことがわかります。

また、相談することが恥ずかしいかの質問については、女性が1.6%、男性が5.1% 恥ずかしいと答えており、男女の意識の差が浮き彫りとなっています。

近年のインターネットの発達及び利用者の増加により、相談したいときのその利用による情報収集が全体で31.9%ありますが、女性では「LINEやFacebookなどのSNSを利用して相談する」が20歳代では45.0%もあります。20歳代では「なんでも相談ホットライン」「こころの電話」「いのちの電話」を知っている人が少ないことから、うつや自殺に対して正しい情報の発信とその理解を周知工夫が課題です。

④ 相談窓口の充実の観点から

これまでに自殺を考えたことがある人の原因は、家庭問題や自分の健康問題であることが多いという結果がでています。また、こころの健康について医療機関を受診したり、相談機関を利用したりしたことがない人は7割を超え、うつは誰でもかかる病気と考えている人は全体で4割近くありますが、20歳代から50歳代では4割を超えています。

一方、こころの健康についての相談機関の認知度をみると、「医療機関」が45.1%、「市のいきいき健康課」が26.0%となっており、「わからない」と答えた人は29.0%となっており高率であると考えられます。

また、こころの悩みが生じた時の相談の希望では、「受けたいと思う」が33.6%ですが、「思わない」が19.1%、「わからない」が41.7%あり、「思わない」と「わからない」の合計では60.8%になります。

このようなことから、誰でもいつでも気軽に相談できる窓口の更なる充実とともに、病気や自殺の危険性の高い人の早期発見、早期治療および早期対応について、その人材の育成や受診や相談ができる環境づくりが課題です。

⑤ 自殺予防対策として充実させたいことについての観点から

自殺予防対策として充実させてもらいたいことでは、「自殺者の親族等への支援」が3.7%となっており、低率とはいえ親しい人が自殺された経験を持つ人が34.6%あることや、「高齢者の孤立を防ぐ対策」が必要と感じる人が24.0%あることから、心のケアに向けた勉強会や講演会の開催や自殺未遂者に対する専門機関との連携が望まれます。

また、「学校での命を大切にす教育」の充実を求める声が43.2%あり、うつや自殺に対する正しい理解を進めるとともに、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等の分かりやすい情報の提供や各学校でのいのちの教育の取り組みを充実させることが課題です。

第3章 自殺対策における取組

1 基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進因子」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を結集して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ^(※1)等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、「地域共生社会」^(※2)の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

※1 性的マイノリティ

性的少数者を総称する言葉。一般的に同性愛者、両性愛者、性同一性障害者などが含まれる。

※2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を強力に、かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒に、いわゆる「いのちを大切に教育（SOSの出し方に関する教育等）」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は一人ひとり異なります。そのため、そうした一人ひとりの心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確するとともに、その情報を共有したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

自殺対策を通じて、誰も自殺に追い込まれることのない日向市を目指すには、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

自殺対策の実施に当たっては、個人の実情に応じて効率的な連携が図れるよう配慮するとともに、個人情報保護法に則り個人情報の適切な管理に努めながら、関係団体・関係機関との連携・協働による取組を推進します。

2 施策の体系

本市の自殺対策の取組と関連する生きる支援は、大きく以下の3つの施策群から構成されます。

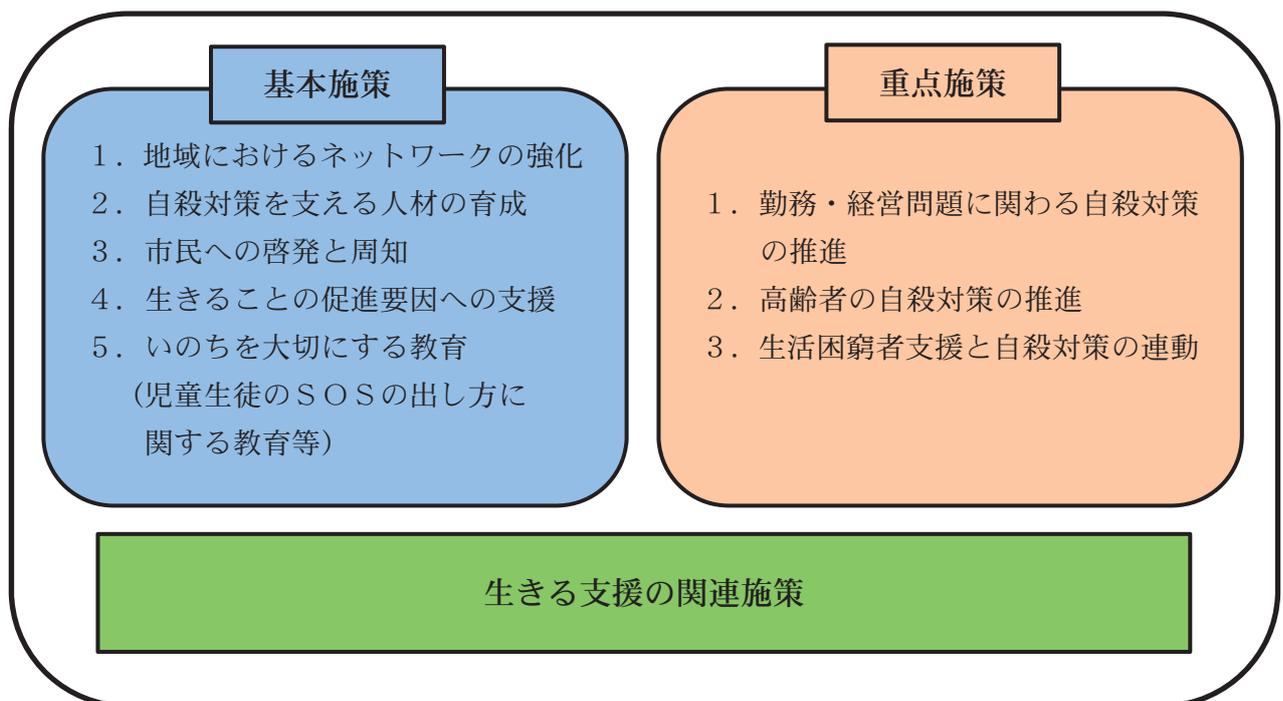
国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「3つの重点施策」、そして関連する事業でまとめた「生きる支援」施策です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域での自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した内容となっています。

「重点施策」は、本市の自殺者の性別、年齢構成、職業別等の特徴から、「勤務・経営対策」「高齢者対策」「生活困窮者対策」の3つを重点施策として推進していきます。

「生きる支援の関連施策」は、本市において既に行われている様々な事業を、「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策とも連携させて推進していけるよう、まとめたものです。

このように施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。



3 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基盤的な下記の5つの取組です。

- 「地域におけるネットワークの強化」
- 「自殺対策を支える人材の育成」
- 「市民への啓発と周知」
- 「生きることの促進要因への支援」
- 「いのちを大切にする教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）」

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

【評価指標】

項目	目標値
日向市自殺対策推進協議会の会議の開催	年1回
日向市自殺対策庁内推進会の会議の開催	年1回
庁内関係部署が連携を円滑に行うために多分野合同研修会の開催	年1回

(1) 地域におけるネットワークの強化

事業名	内容	担当課
自殺対策事業	自殺対策推進協議会の会議や自殺対策庁内推進会の会議の開催を通じて全庁的な自殺対策の推進を図ります。	いきいき健康課
健康ひょうが21計画推進事業	計画の中間評価の際に、休養・こころの健康の分野において、自殺対策との連動性を図ります。	いきいき健康課
地域保健活動事業	連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について説明し、関係者の理解促進と意識を高め、地域保健活動の組織と自殺対策との連携強化に努めます。	いきいき健康課
DV対策庁内連絡会議・日向地	各会議を通じてDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について情報提供することで、DV被害者支援に携わる	地域コミュニティ課

区 DV 相談関係 機関ネットワ ーク会議	関係機関同士が理解を深めながら、支援体制の充実に努めます。	
自治公民館活 動支援事業	自治会等が自殺対策に関する講演会や講習会を行うことで、地域で何ができるかを主体的に考える機会とします。 (※区長公民館長連合会との協議・協力依頼が必要)	地域コミュニティ課
家庭教育学級	家庭教育学級の参加者向け研修会の中で、児童生徒の自殺対策について説明を行うことにより、教職員のみならず複数の視点で子どもの抱える問題や異変に気づき、適切な機関につなぐ等の対応をとるための体制の構築を図ります。	文化生涯学習課
地域学校協働 活動事業	地域コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。	学校教育課
安全安心まち づくり事業	「日向市安全で安心なまちづくり推進協議会」において、自殺実態に関する情報や取組等の情報提供を行うことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会とします。	市民課
地域包括支援セ ンターの運営	高齢者ニーズ調査等により抽出された自殺リスクの高い高齢者を把握し、早期対応できるよう努めます。また、圏域別ケア会議や民生委員とのつながり研修等を通じ、高齢者うつ等の自殺の引き金になる傾向を持つ高齢者に対する対応策等を共有することにより、関係者間の連携が強化できるよう努めます。	高齢者あんしん課
地域包括ケア システム関連 事業	高齢者ニーズ調査等により抽出された自殺リスクの高い高齢者に対する包括的、継続的ケア体制の構築に努めます。	高齢者あんしん課
企画調整に関 する事務（人口 推移に基づく総 合戦略の策定）	総合戦略の具体的施策として「自殺予防対策事業」を掲げ自殺予防対策を推進します。	総合政策課
避難所運営マ ニュアル	被災後の生活不安などの解消のため、避難所内における住民同士の声かけや専門の相談員による相談支援など、住民による円滑な避難所運営が行えるように努めます。	防災推進課
日向市社会福祉 施設等連絡会	児童・障がい・高齢者施設の専門部会として、自殺対策事業との連携を図りながら、自殺リスクの高い対象者を把握し、予防の強化に努めます。	こども課・福祉課 高齢者あんしん課

障がい福祉計画策定事業	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の推進を図ります。	福祉課
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	子どもの貧困の解消に向けて、くらし・子育てを支援する窓口・制度の市民への周知や、「子ども食堂」など市民の自主的な支えあいを支援します。	福祉課
日向市民生委員・児童委員協議会	地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談機関へつなげるよう、地域の相談窓口としての機能強化を図られるよう支援を行います。	福祉課
地域力強化推進事業	地域福祉の担い手として、サポーター活動の実践から困窮している対象者を把握した際には、適切な機関へつなげられるよう連携を図ります。	福祉課

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

事業名	内容	担当課
日向入郷地域自殺対策協議会	日向保健所管内の関係機関と連携し、総合的な自殺対策の推進を図ります。	いきいき健康課
日向市要保護児童対策地域協議会	子育て支援を行う市、教育委員会、学校、地域社会、児童相談所、保健所等の関係機関でのネットワークを強化することで、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化に努めます。	こども課
無料法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供します。	市民課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	基本施策1
地域見守り	区の班長が、広報、区報配布、班費の集金などで各世帯を回る際に、様子が違うことがあれば、区長、民生委員に連絡をするよう体制構築に努めています。	日向市区長公民館長連合会 民生委員児童委員	(1)
8050(ハチマルゴウマル)見守り活動	現在は地域限定となるが、高齢者で8050問題 ^(※3) 関連で悩む人の周囲からの情報発信に基づき、訪問、カウンセリングを行います。	キャリアかぜ	(1)

※3 8050(ハチマルゴウマル)問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒を見るケースが増えている、という社会問題のこと。

不登校児童への訪問カウンセリング	家族等による支援要請により当事者宅を訪問し、時間をかけて環境を徐々に変化させる方向でカウンセリングを行います。	キャリアかぜ	(2)
借金問題の処理	法律相談や債務整理等を通して、借金問題の解決を支援していきます。	法律事務所等 (P87 参照)	(2)
認知症にやさしい地域づくり事業 ・本の処方箋プロジェクト	認知症の人やその家族、地域住民を対象に、一部の医療機関及び一部の薬局で取り扱う認知症書籍や薬剤師等との関わりをとおして、認知症の相談窓口や介護負担などの軽減を図っています。	日向市東白杵郡医師会 日向市・東白杵郡薬剤師会 日向市社会福祉協議会	(2)

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。市民や様々な分野の専門家、関係者に対して研修等を開催し、地域で支え手となる人材を育成していきます。

【評価指標】

項目	目標値
市民を対象としたゲートキーパー ^(※4) 研修の実施	年1回実施 年間50人以上参加
関係部署・団体等を対象としたゲートキーパー研修の実施	年2回実施 年間100人以上参加
市職員はゲートキーパー研修を受講	5年後までに全員受講

(1) 市職員を対象とする研修

事業名	内容	担当課
窓口業務 各種相談事業	窓口で相談対応を行う職員はゲートキーパー研修を受講し、自殺の危険を示すサインを早期に発見し適切な支援につなげます。	全課
自殺対策事業 (ゲートキーパー研修)	窓口対応を行う職員を対象にゲートキーパー研修を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な支援につなげられるようにします。	いきいき健康課 職員課

※4 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられている。

(2) 様々な職種を対象とする研修

内容	担当課
さまざまな分野に関連する方々がゲートキーパー研修を受講し、対象者（子ども・自殺リスクの高い若年者、障がい者、高齢者等）に関わる問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるよう努めます。 (対象については、第3章の5「生きる支援の関連施策」を参照)	いきいき健康課

(3) 市民に対する研修

事業名	内容	担当課
健康教育・講演会	地域や団体等での健康教育の中で自殺問題とその対応について情報共有を行うことにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。	いきいき健康課

(4) 学校教育に関わる人への研修

事業名	内容	担当課
スクールサポート事業	適応指導教室の指導員はゲートキーパー研修を受講し、自殺リスクの把握と対応について理解を深め、不登校児童生徒の支援の拡充に努めます。また、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合は、必要に応じて適切な機関へつなげられるよう努めます。	学校教育課
生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	教職員向けの研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会とします。	学校教育課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	基本 施策2
自殺未遂者支援研修会	医療関係者、行政担当部課等の職種ごとに未遂者への対応方法や再発防止に向けた研修会を行います。	キャリアかぜ	(3)
こころの健康づくり講演会	住民に身近な支援者(民生委員等)や関係者を対象に、自殺予防を含めた「こころの健康」に関する知識(うつ病やアルコール問題等の知識、自殺未遂者支援など)や対応方法等の普及啓発を図っています。	日向保健所	(3)

自殺対策研修会	医療従事者（看護職員、薬剤師等）を対象に、自殺予防や自殺未遂者支援等に関する知識や対応方法等の普及啓発を図っています。		(3)
福祉教育推進事業	いのちを大切に、違いを認め、よりよく共に生きるための“ふくしの学び”を市内学校の福祉教育担当者と日向市社会福祉協議会との情報交換・協議の場を設け、それぞれの地域・学校の特性に合わせた福祉教育プログラムを実施しています。	日向市社会福祉協議会	(4)

基本施策3 市民への啓発と周知

市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、講演会等を開催することで市民への自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

【評価指標】

項目	目標値
啓発リーフレットの作成・配布	全戸配布・各関係機関等への配布
担当課・団体が行うイベント等を通じた啓発の実施	少なくとも年1回
あらゆる機会を通じた健康教育の実施	年10回

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

事業名	内容	担当課
普及啓発事業	自殺対策に関する啓発リーフレット・相談窓口一覧等を作成し、あらゆる機会を活用し住民への普及啓発に努めます。	いきいき健康課
日向市いじめ防止きずなプラン	個別支援時に、いじめにあった際の相談先の情報等の周知を図ります。さらに、各学校のホームページに掲載し情報周知に努めます。	学校教育課
男女共同参画社会づくり推進事業	啓発イベントや講座において、自殺対策に関する情報を取り上げたり、相談先の情報を掲載したリーフレットを配布したりすることで、市民への情報周知や啓発を図ります。	地域コミュニティ課

自立相談支援事業	生活困窮者世帯に対する相談窓口と業務内容について整理したリーフレットを配付することで相談窓口機関先に、情報周知を図ります。	福祉課
障がい者センター管理運営事業	相談先一覧等のリーフレットを障がい者センターに設置することで、対象者への情報周知を図ります。	福祉課
公営住宅事務	入居募集や様々な機会を通じて、生活面の困りごと等の相談先一覧等のリーフレットを配付し、情報周知を図ります。	建築住宅課

(2) 市民向け講演会・イベント等の開催

事業名	内容	担当課
図書館等での啓発	市立図書館や各学校等の図書館及び市庁舎を啓発活動の拠点とし、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「心の健康」をテーマとした展示や関連図書の特集を行い、市民や児童生徒等に対する情報周知を図ります。	図書館 学校教育課 いきいき健康課
各種イベント	イベント会場にて自殺対策関連のパネル展示やチラシ等の配布を行うことで、市民への啓発の機会とします。	各担当課

(3) メディアを活用した啓発活動

事業名	内容	担当課
広報活動	広報ひゅうが、市公式ホームページやフェイスブック、コミュニティFMラジオ等を活用し、自殺防止の啓発を図ります。	いきいき健康課 秘書広報課
広報活動事業（ホームページによる情報発信を含む）	各学校のホームページでいのちを大切にする教育（SOSの出し方に関する教育等）について、市民に対して取組情報を周知します。また、「いじめ防止きずなプラン」を掲載する等、いじめ防止体制の周知に努めます。	学校教育課
男女共同参画社会づくり推進事業	情報紙「さんぴあ」の記事の一部に、自殺対策に関連したトピックも取り上げることで、市民への情報提供や啓発を図ります。	地域コミュニティ課
「障がい者福祉のてびき」の発行	「障がい者福祉のてびき」の改訂時に、生きる支援に関する相談窓口の一覧情報を掲載することで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。	福祉課

(4) 地域や家庭と連携した啓発活動

事業名	内容	担当課
区長会・自治会を通じた情報発信	区長会や自治会の場において、地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていくうえでの基盤強化を図ります。	いきいき健康課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	基本 施策3
生活支援サービス構築事業	生活支援コーディネーターが住民主体による支えあい活動で、地域で開催している生活支援・介護予防サービス等への取り組みを6包括圏域ごとに冊子にまとめ、配付することで市民に情報周知を図っています。	日向市社会福祉協議会	(1)
関連事業等への協力	関係機関が行う心の健康相談や多重債務相談について安定所庁舎内でのリーフレットの掲示をしています。	日向公共職業安定所	(1)
自殺予防普及啓発事業 (街頭啓発活動)	自殺予防週間に合わせて、各種イベント等において、うつ病チェックや自殺予防に関するリーフレット及びポケットティッシュを配布することで、住民への情報提供や啓発を図っています。	日向保健所	(1)
自殺予防普及啓発事業 (ラジオによる啓発)	自殺予防週間に合わせて、「FMひゅうが」において、自殺の現状やうつ病の知識、相談機関の紹介等を行い、住民への情報提供や啓発を図っています。		(3)
宮崎県精神科診療所協会	自殺対策、うつ病、精神疾患に対する正しい知識の講演を行います。	日向市東臼杵郡医師会	(2)
講演会や説明会	区公連の行事等に合わせて自殺予防に関する講演会、説明会等の機会を持ちます。	日向市区長公民館長連合会	(2)
区報等を利用した啓発	区報等において相談機関の紹介等を行い、市民への周知・啓発を図っていきます。		(4)

児童の登下校時の見守り	児童の登下校時に地域の方が交通安全の見守りを実施しています。挨拶ができるように育てることを目標に明るい社会づくりを目指しています。	(4)
-------------	---	-----

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させることが必要です。

社会的な要因を含む様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている当事者に対し、適切な相談・支援が提供できるよう、相談しやすい場の設置等の支援体制の充実を目指すとともに、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

【評価指標】

「生きることの促進因子への支援」について各担当課・団体に対し取り組み状況を確認、及び改善すべき課題を抽出し、支援体制の充実を目指します。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

事業名	内容	担当課
日向市いじめ防止きずなプラン	いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課 こども課
生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	保護者に対して福祉の専門家が直接対応し、様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題を早期に気づき、必要な支援へつなげるよう努めます。	学校教育課
産前・産後サポート事業	育児支援を必要とする妊産婦及びその乳児を対象に、ノーバーディーズパーフェクトプログラム ^(※5) や心理士等の専門職員がカウンセリングを実施することにより、妊産婦等の孤立感の解消と家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	こども課
産婦健診・産後ケア事業	産後2週間、1か月の産婦に対して問診（エジンバラ産後うつ病質問票）等を使用し、産後うつの早期発見に努め、必要に応じて受診につなげたり、助産師等による心身のケア（産後ケア）を提供することにより、自殺リスクの軽減を図ります。	こども課

※5 ノーバーディーズパーフェクトプログラム

対象者が抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、対象者自身に合った育児の仕方を学べるよう支援するプログラム。

要保護児童等への支援	家庭への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。また、被虐待の経験は子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止や将来的な自殺リスクの軽減を図ります。	こども課 学校教育課
地域子育て支援センター事業	乳幼児のいる保護者が集い交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設けることで、周囲に親類・知人がいない等、子育てに伴う過度の負担や孤立等危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげます。	こども課
放課後児童健全育成事業	保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点となるよう努めます。	こども課
日向市子育て世代包括支援センター	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することで、自殺リスクの軽減を図ります。	こども課
放課後子ども教室推進事業	保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点となるように努めます。	文化生涯学習課
消費生活対策事務	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援に努めます。	市民課
重複多受診・重複服薬者訪問指導	訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行う中で、自殺のリスクが高い場合等、必要な他機関につなぐ等の対応を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。	国民健康保険課
市税等の賦課、収納等の相談	納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となるよう努めます。	各収納担当課 (国民健康保険課、 税務課など)
生活保護の実施	扶助受給等の機会を通じて、当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげ、自殺リスクの軽減に努めます。	福祉課
介護相談	介護にまつわる諸問題についての相談や介護保険申請の機会を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなげます。	高齢者あんしん課
地域包括支援センターの運営	高齢者ニーズ調査や関係者からの情報を基に自殺リスクの高い高齢者を把握し、早期対応できるよう努めます。また、圏域別ケア会議や民生委員とのつながり研修等を	高齢者あんしん課

	通じ、高齢者うつ等の自殺の引き金になる傾向を持つ高齢者に対する対応策等を共有することにより、関係者間の連携が強化できるよう努めます。	
初期救急診療所事業	平日時間外で応急処置が必要な方の中で自殺リスクが高いと思われるケースは必要な支援先につなぐ対応を取る等、自殺対策と連動させることでより効果的な支援につなげられるように努めます。	高齢者あんしん課 (医療介護連携推進室)
特定健診・保健指導等	特定健診や保健指導等の機会を利用し、生活習慣病を切り口に住民の生活状況の把握を行うことで、支援が必要な場合には、必要に応じて専門機関につなぐ等の対応に努めます。	いきいき健康課
相談窓口	相談の中で状況の聞き取りを行い、必要に応じて他機関につなぐ等の適切な支援につなげるよう調整を図ります。	いきいき健康課
支援体制の整備	相談を受ける側の専門職のスキルアップ、人員確保等の支援体制の充実に努めます。	いきいき健康課 職員課
検針業務	水道メーター検針員が訪問時にゴミ屋敷化する環境や孤独・孤立や認知症の疑い等問題を抱えて生活難に陥っている家庭状況を必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるように努めます。	水道課

(2) 居場所づくり

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	引きこもり等の状態にある若者が精神疾患の発症や自殺企図へ至らないために、地域の中に支援者や同じ問題に直面している同世代の方と交流できる居場所を確保し、レクレーション・就労体験への参加が利用者のコミュニケーション力や自己肯定感を高める機会となるよう努めます。	福祉課
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を適切な相談窓口等につなげられるように努めます。	福祉課
対面型相談支援事業	関係行政機関や民間団体等を活用した自殺対策のための「包括支援相談」を実施するなど相談支援体制を強化します。	いきいき健康課
放課後子ども教室推進事業	放課後、子どもが安全安心に過ごせる場所として「放課後子ども教室」を設置し、子どもと地域の大人との交流活動を支援します。	文化生涯学習課

(3) 自殺未遂者への支援

事業名	内容	担当課
病院運営	自殺未遂は自殺のハイリスク要因であるため、救急搬送された自殺未遂者を関係機関と連携し、必要な支援につなげるとともに、未遂者や家族に相談先を配付するなど、適切な相談窓口につながるよう支援します。	高齢者あんしん課 (医療介護連携推進室) 日向市立東郷病院

(4) 遺された人への支援

事業名	内容	担当課
ランタンのつどい	宮崎市内において毎月1回NPO 法人宮崎自殺防止センターが開催する自死遺族の語らいのつどいを紹介しています。	いきいき健康課

(5) 支援者への支援

事業名	内容	担当課
家族介護者教室開催事業	家族介護者の負担軽減を図るために地域包括支援センターを中心に家族介護者教室を開催します。	高齢者あんしん課
認知症カフェ開設事業	当事者、支援者同士の交流機会を創出することで、関係者間の連携強化や情報交換による寄り添い、機能の強化を図ります。	高齢者あんしん課
教職員人事・研修	学級生活満足の状態を客観的に把握し、適切な支援につなげる等の教職員への研修の充実を図ります。	学校教育課
多忙化解消事業	教職員のケアという観点から、支援者への支援に向けた一施策として展開できるよう努めます。	学校教育課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	基本 施策4
ひきこもり・こころの健康相談事業	ひきこもりやこころの健康問題について、精神科医による個別相談を行い、適切な医療や相談機関等の必要な支援につなげるよう努めています。	日向保健所	(1)
日向入郷地域うつ病医療連携強化事業	うつ病等の兆候が認められる方に対して、かかりつけ医から精神科医へ紹介するための連携を推進しています。		(1)

精神障がい者家族交流 研修会	精神疾患やその治療等の正しい知識や家族の対応方法等について情報を共有し、家族の交流を深める機会を提供しています。		(2)
日向・東臼杵地域がん患者 交流会	がん患者や家族が悩みや思いを共有し、互いに支え合い安心した療養生活を送ることができるように、交流を深める機会を提供しています。		(2)
自殺未遂者支援事業 (自殺未遂者支援リーフレット)	相談機関や悩みに応じた相談窓口のポータルサイト、精神科受診を促すポイント等の情報を掲載したリーフレットを作成し、救急病院や相談窓口に配布し、自殺未遂者の支援を図っています。		(3)
警察安全相談	自殺企図者に対するリーフレットの配布、関係機関への連絡を行います。	日向警察署	(1)
現場対応時の支援等	相談受理時と同様の対応の他、家族等に対する支援を行っています。		(3)
自殺念慮者へのカウンセリング	主に精神疾患からの相談に対応しています。対応限界、超越時には精神科医等への紹介を行います。	キャリアかぜ	(1)
安心カード地域見守り 事業	民生委員・児童委員が高齢者世帯等への見守りカードを配布し、世帯の冷蔵庫に貼って頂くことで、見守り体制を構築します。	日向市社会福祉協議会	(1)
福祉推進員活動事業	東郷地域で、福祉推進員を各班に1名配置し、民生委員・児童委員とともに連携し、地域住民の見守り活動を推進しています。区長は推進員長を兼務し情報を共有し、早期発見に努めます。		(1)
生活困窮者自立支援事業 居場所サロン	引きこもり等の状態にあるおおむね40歳までの方を対象に、自立に向けた生活習慣や人間関係が形成できる事をプログラム化して、ボランティアや就労訓練等を実施します。		(2)
子どもの未来応援 地域ネットワーク形成 支援事業 まなびスペース	子どもの貧困の防止と解消に向けて、地域に子ども及び若者が身近に通うことができ安心して過ごせる「まなびスペース」を設置し、定期的に子どもの学習支援及び居場所支援を提供し、学習習慣を身に		(2)

	つけさせるとともに、多くの子どもや大人と接する機会をつくり、コミュニケーション能力の形成を支援します。		
家族介護者支援事業	在宅介護者の会『思いやりの会』を設置し、会員同士の日頃の介護の悩みや思いを打ち明け、励まし合いながら親睦を深め、相談や悩みを共有し介護負担の軽減に努めます。		(5)
ひだまりカフェ	年齢を問わず全ての方々が気軽に立ち寄り、仕事等に疲れ行き場所がない方々に、一緒にコーヒーを飲むことで、心の荷物が少しでも下ろすことができる場所を設置しています。	あったかほーむ愛あい	(2)

基本施策5 いのちを大切にせる教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育、「いのちを大切にせる教育（SOSの出し方に関する教育等）」の実施に向けた環境づくりを推進します。

【評価指標】

項目	目標値
「いのちを大切にせる教育」の受講	児童生徒に対して年1回以上

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	内容	担当課
キャリア教育 ^(※6) 推進事業	職場体験（中学校で実施）を通して、上司や同僚とのコミュニケーションの取り方を含めたよりよい職場環境についても考えさせることにより、将来、就職し問題を抱えた際の対処法などSOSの出し方に関する教育の一環とします。	学校教育課
日向市いじめ防止きずなプラン	いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方に関する教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に努めます。	学校教育課
青少年相談室業務	青少年を対象に電話等による悩み相談の機会を設け、その悩みの解消にむけた支援に努めます。	文化生涯学習課

※6 キャリア教育

児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」とも言われている。

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	基本 施策 5
子どもの権利ホットライン	子どもの人権等に関するトラブルについて、弁護士が無料で電話相談に応じ、子どもの権利擁護につながるよう努めています。	宮崎県弁護士会	(1)
福祉教育推進事業	いのちを大切に、違いを認め、よりよく共に生きるための“ふくしの学び”を市内学校の福祉教育担当者と日向市社会福祉協議会との情報交換・協議の場を設け、それぞれの地域・学校の特性に合わせた福祉教育プログラムを実施しています。	日向市社会福祉協議会	(1)



4 重点施策

「日向市 自殺実態プロファイル（自殺総合対策推進センター作成）」において、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的に施策を推進していきます。

重点施策 1 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

1. 現状

- 本市では、平成24年～28年の自殺統計において50歳代の自殺者が最も多く、次いで60歳代、40歳代と続きます。これらの年代は男性が女性の3～4倍多くなっています。
- 男女とも無職者よりも有職者の自殺の割合が高くなっています。
- アンケート結果では、悩みやストレスを感じる原因は「職場の人間関係」と答えた割合が21.5%と最も多く、自殺をしたいと考えた原因としても12.4%が「職場の人間関係」と答えています。自殺をしたいと考えた男性では、「病気など健康の問題」に次いで「経済的な問題」、「勤務関係の問題」の割合が高くなっています。

2. 対策

長時間労働等の勤務問題の現状やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策等についての周知・啓発活動を強化するとともに、勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制も強化し、さらには、健康経営^(※7)に資する取組を推進することで自殺リスクが高まりにくい労働環境の整備を後押ししていきます。

事業名	内容	担当課
消費生活対策	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応することで、包括的な問題の解決に向けた支援に努めます。	市民課
無料法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供し、その解決に向けた支援に努めます。	市民課
地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	セミナー等において、働く世代の自殺の現状やメンタルヘルスケアの重要性について情報提供を行います。	商工港湾課
ひむか-Biz 運営事業	経営相談の際に、必要に応じて労働環境の状況などについても聞き取りを行い、専門機関への相談などを薦めることで、情報周知やリスク軽減を図ります。	商工港湾課

※7 健康経営

従業員の健康保持・増進の取組が将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。

生活困窮者自立支援事業 就労支援	生活保護受給者、生活保護相談・申請段階の者等に対する就労を支援します。	福祉課
特定健診・保健指導 その他保健指導	健診等の機会を利用し、支援が必要な場合には、専門機関につなぐ等の対応を取ります。	いきいき健康課
相談窓口	相談の中で状況の聞き取りを行い、必要があれば他機関につなぐ等の対応を取ることで、支援への接点となるよう努めます。	全課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名
日向入郷地域・職域連携 推進協議会	日向保健所管内の事業所及び関係機関が地域保健と職域保健の連携を行い、健康経営の視点も踏まえて住民の健康増進を図っています。	日向保健所
保健所との共同開催 セミナー事業	健康経営セミナーを実施しています。	日向商工会議所 日向保健所
講習会事業	働き方改革を中心とした労務管理セミナーを実施しています。	日向商工会議所
就労支援 心の悩み事相談	求職者に対して心の悩みを持っている方への就職支援として専門的なカウンセリングを実施しています。	日向公共職業安定所
就労、転・再就職相談、 他相談	個別相談内容毎に応じた助言を行っています。	キャリアかぜ
コミュニケーション能力の育成、及び強化	悩みの最大の要因に“職場での人間関係”があることから、職場へ出向き“コミュニケーション”構築の出前講座を開催しています。	
生活困窮者自立支援事業 就労支援	辞職となった課題要因を把握し、自らの力で再就職活動が困難な方や、就労に関する意欲や心理的不安や悩みも受け止めてハローワーク等へ一緒に同行し伴走型で就労可能となるまで支援します。	日向市社会福祉協議会
ストレスチェック制度	労働者の「うつ」等のメンタルヘルス不調を未然に防止できるよう、(労働者が50人以上いる)事業所は労働者に対して年1回ストレスチェックを実施し職場環境の改善等に努めます。	各事業所

重点施策2 高齢者の自殺対策の推進

1. 現状

- 高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。
- 今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」のように、高齢者本人だけではなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。
- アンケートの結果では、70歳代、80歳代になるほど地域や社会との関わりが希薄になっています。

2. 対策

本市は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

事業名	内容	担当課
高齢者ニーズ調査	自殺等のリスクを抱えている高齢者を把握するために、高齢者ニーズ調査（アウトリーチ ^(※8) ）を実施し、自殺傾向等の早期発見、早期対応に努めます。	高齢者あんしん課
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者ニーズ調査や関係者からの情報を基に自殺リスクの高い高齢者を把握し、早期対応できるよう、包括的、継続的ケア体制の構築に努めます。また、圏域別ケア会議や民生委員とのつながり研修等を通じ、高齢者うつ等の自殺の引き金になる傾向を持つ高齢者に対する対応策等を共有することにより、関係者間の連携が強化できるよう努めます。	高齢者あんしん課
生活支援体制整備事業費	自治会ごとにいきいき百歳体操教室などの通いの場を創設することにより、高齢者の孤独感の解消、健康増進及び生きがいづくりの促進に努めます。あわせて、高齢者を地域で支える担い手として、生活圏域ごとに生活支援サポーターの養成を行います。	高齢者あんしん課
在宅高齢者等安心システム事業	緊急通報システムの設置を通じて、一人暮らし高齢者等が在宅で安全に安心して生活できる体制の整備に努めます。	高齢者あんしん課

※8 アウトリーチ

手を差し伸べること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して公共機関等が積極的に働きかけて援助の実現を目指すこと。

在宅高齢者支援事業	見守りを目的とした配食サービスの提供を行うことにより、高齢者等の安全で安心な生活の構築に努めます。	高齢者あんしん課
認知症カフェ開設事業	当事者、支援者同士の交流機会を創出することで、関係者間の連携強化や情報交換による寄り添い機能の強化を図ります。	高齢者あんしん課
後期高齢者医療被保険者証交付及び説明会	後期高齢者医療制度の説明を行うと同時に、健康教育の中で、自殺問題とその対応についても情報提供することにより、理解促進を図ります。	国民健康保険課 いきいき健康課
高齢者保健	健康診断の機会を利用し、生活習慣病を切り口に住民の生活状況の把握等を行う中で、自殺のリスクが高いと思われる住民は、専門機関につなぐ等の対応に努めます。	いきいき健康課
自主学習事業	高齢者学級活動を通して、知識を身につけるだけでなく、よりよい人間関係を育み、生きがいづくりや、学んだ成果を地域社会へ還元していくことに努めます。	文化生涯学習課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名	
高齢者・障害者電話相談	弁護士による無料電話相談を実施しています。	宮崎県弁護士会	
ひきこもり者への支援	家族等による支援要請により当事者宅を訪問し、時間をかけて環境を徐々に変化させる方向でカウンセリングを行います。	キャリアかぜ	
ボランティア市民・活動支援センター事業 ・ふれあいいきいきサロン支援	民生委員・児童委員、地域住民のボランティアが中心となり、身近な地域で高齢者が集える場を提供し、閉じこもり予防や地域でのつながりの再構築を目的に、区や班単位でサロンを行います。	日向市社会福祉協議会 民生委員児童委員	
生活支援サービス構築事業	・生活支援サポーター事業	養成した生活支援サポーターが主体となって、地域の高齢者の実情や課題について、地域住民と協議し、高齢者を対象とした新たな通いの場を展開していきます。加えて、サポーター自身の介護予防にも繋がります。	日向市社会福祉協議会
	・ごはん倶楽部	東郷地域において、食に特化した生活支援サポーターを養成し、集会所等で自主的に高齢者の集いの場を設け、みんなで調理・食事をすることで孤食・孤立防止と高齢者の栄養改善に努めます。	

	・住民参加型介護予防教室運営事業	高齢者が容易に通える範囲に、『いきいき百歳体操教室』を広げることにより介護予防と孤立の防止を図ります。	
	認知症にやさしい地域づくり事業	認知症の当事者やその家族等が、気軽にお茶を飲みながらゆっくりおしゃべりをして触れ合える場を提供し、相談ごとなどを直接、専門職にできる仕組みづくりを構築します。	
	いきいき百歳体操教室の導入、継続や参加呼びかけ	閉じこもり予防や健康寿命を延ばすことを目的に、毎週1回実施できるように努めています。	日向市区長公民館長連合会

重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策の連動

1. 現状

- 生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。
- アンケート結果では、「自殺したい」と考えた原因として「生活困窮」と回答したのは全体の16.1%と「家族関係の不和」「自分の病気・心の悩み」について高くなっています。アンケート回答時の1週間で生活について不安が「時々あった」「たいていそうだった」の割合は30歳代男性が最も高くなっています。

2. 対策

本市では、福祉事務所と社会福祉協議会等による多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及びそのために必要な人材の育成を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備にも取り組みます。

事業名	内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための事業を実施します。	福祉課
公営住宅事務	入居募集や様々な機会を通じて、生活面の困り事関するリーフレットを配付し、相談先の情報周知を図ります。	建築住宅課
健診未受診者勧奨	未受診者勧奨時に、生活困窮などの把握ができた場合は、必要に応じて専門機関につなぐなどの対応に努めます。	いきいき健康課

《民間支援・地域資源》

事業名	内容	団体名
生活困窮者自立支援事業 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・居場所サロン ・子どもの学習・生活支援事業	多様な課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、その状況・課題と希望を確認(アセスメント)し、それぞれの状態にあった自立支援計画を本人と協働で作成し、必要なサービスや任意事業の活用及び就労に向けた訓練機会の紹介や就労体験への移行を通し伴走型の支援を行います。子どもの貧困やひとり親世帯への関わりの糸口に、学習支援事業を展開し、生活支援・学習支援に取り組むことで、世帯全体の課題把握に努めます。また生活困窮から脱却した場合は、再度同様の状態に陥らないよう、近況把握・訪問活動などフォローアップを図ります。	日向市社会福祉協議会
食糧支援事業	緊急的かつ一時的に生活をしのぐ手段として物資支援（地域住民や企業から寄付を受けた食糧品・日用品）を生活に困窮している世帯に無償で提供します。	

5 生きる支援の関連施策

本市では、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの基本方針から、既存事業を最大限に活かして、「生きる支援」に関連する・関連し得る事業に自殺対策の視点を加え推進していきます。

担当部署	担当課	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業内容
教育委員会	文化生涯学習課	公民館講座	<ul style="list-style-type: none"> ・公立公民館において各種講座の開催 ・「生涯学習だより」の発行等を通じて、学習機会の提供・支援 	▼公民館講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ります。
		青少年相談室業務	青少年の悩み相談の電話受付・訪問相談	▼青少年を対象に電話等による悩み相談の機会を設け、その悩みの解消にむけた支援に努めます。
		地域教育力活性化推進事業	家庭及び地域社会がもつ教育力を高め、子どもたちの豊かな心と学力及びたくましく生きる力を育むための、地域の子どもたちと大人との世代間交流活動。	<ul style="list-style-type: none"> ▼世代間交流事業との連携を深めていくことで、若年層が命の大切さについて考える機会を提供します。 ▼交流事業を通じ、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことで、自己有用感の醸成等を図ります。
		子ども会育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の組織の活性化、活動の充実を図るため、各会の役員やリーダーの育成に努める。 ・子ども会リーダーへの研修会実施 	▼リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		各種補助金(青少年教育費)	<ul style="list-style-type: none"> ・市子ども会育成連絡協議会補助金子ども会活動の活性化とジュニアリーダーの資質向上 ・青年団連絡協議会補助金青年団活動の活性化 ・青少年指導員連絡協議会補助金青少年指導員活動の活性化 ・PTA協議会補助金PTA協議会活動の活性化 	▼指導員にゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、自殺リスクの高い若者の問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		女性教育活動推進事業	女性学級を開設し、社会参加や地域づくりの推進を図る。	▼女性学級の参加者等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながるように努めます。

教育委員会	文化生涯学習課	児童生徒健全育成事業補助金	児童生徒の豊かな心を育むために学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら実施する事業に対する支援。	<p>▼交流事業を通じて、学校とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことで、自己有用感の醸成等を図ります。</p> <p>▼研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容についての理解促進を図ります。</p>
		学習情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習や公立公民館で開催する一般市民向けの公民館講座を案内するため「生涯学習だより」を発行。 ・市内小中学生向けに、各種体験活動の情報を提供するための情報誌「みらくるキッズ」を発行。 	▼情報誌の配布により、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進に努めます。
		放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、「放課後子ども教室」の開設。	▼児童の学習支援や見守り活動により、放課後の居場所を提供します。
		家庭教育学級	同じ学校内の学年の異なる保護者同士の交流や、共有課題についての学習を支援。	▼家庭教育学級の参加者向け研修会の中で、児童生徒の自殺対策について説明を行うことにより、教職員のみならず複数の視点で子どもの抱える問題や異変に気づき、適切な機関につなぐ等の対応をとるための体制の構築を図ります。
図書館	図書館の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供 	<p>▼私立図書館や各学校等の図書館を啓発活動の拠点とし、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間等の際に「いのち」や「心の健康」をテーマとした展示や関連図書の特集、リーフレットの配布等を行い、市民や児童生徒等に対する情報周知を図ります。</p> <p>▼学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となるよう努めます。</p>	
学校教育課	地域学校協働活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校教育活動を支援。 ・コーディネーターの研修会を開催し、スキルアップを図る。 ・活動の更なる活性化のため、ボランティアガイドブックや、ボランティア登録のチラシを作成（広報）。 	▼地域コーディネーターに対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図ります。	

教育委員会	学校	学びをつなぐ 幼保小中連携 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図る。 ・希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てる目的。 	▼保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有することで、自殺のリスクを抱える家庭に包括的・継続的な支援を図ります。
		学校図書館司書の配置	学校図書館の利活用を図るため、学校図書館司書を配置。	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。
		広報活動事業 (ホームページによる情報発信含む)	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、適切な時期に分かりやすく情報を提供。	<ul style="list-style-type: none"> ▼いのちを大切に教育（SOSの出し方に関する教育等）について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知します。 ▼各学校のホームページに「いじめ防止きずなプラン」を掲載することで体制の周知を図ります。
		就学前相談	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼特別な支援を要する児童・生徒各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、学校生活上の困難の軽減を図ります。 ▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図ります。
		就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を援助。 ・特別支援学級在籍者等に対し、就学奨励費の支給を行う。 	▼申請時に保護者と直接やりとりするなかで、自殺のリスクを早期に発見し、他の支援先へつなぐなどの支援への接点となるように努めます。
		震災児童生徒就学援助事業	震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費を援助。	▼申請時に保護者と直接やりとりするなかで、自殺のリスクを早期に発見し、他の支援先へつなぐなどの支援への接点となるように努めます。
		教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組の実施。	<ul style="list-style-type: none"> ▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、学級生活満足の状態を客観的に把握し、適切な支援につなげる等の教職員（支援者）への研修の充実を図ります。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ります。

教育委員会	学校教育課	教職員健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法、労働安全衛生法に基づく職員の健康管理の実施。 ・学校医に産業医も兼務いただくことで、相談体制を整備。 	▼学校職員（支援者）の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ります。
		多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開できるよう努めます。
		生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のため、研修体制を充実。	<p>▼教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援についての理解促進を図ります。</p> <p>▼研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。</p>
		生活指導・健全育成（福祉専門家による健全育成の推進強化）	社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉の専門家による健全育成の推進強化	▼保護者に対して福祉の専門家が直接対応し、子育てをはじめとする様々な相談に応じることで、家庭の直面している問題に早期に気づき、適切な関係機関につなげるなど、必要な支援を図るように努めます。
		キャリア教育推進事業	望ましい勤労観、職業観を育てることを目的に中学校で実施されている職場体験を支援。	▼職場体験（中学校で実施）の機会に、上司や同僚とのコミュニケーションの取り方を含めたよりよい職場環境についても考えさせることにより、将来、就業し問題を抱えた際の対処法等、SOSの出し方に関する教育の一環とします。
		日向市いじめ防止きずなプラン	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	<p>▼いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方に関する教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に努めます。</p> <p>▼個別支援時に、いじめにあった際の相談先の情報等の周知を図ります。</p>

教育委員会	学校	スクールサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒(公立学校に通う小中学生)を対象にした適応指導教室の設置 ・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施 	<p>▼適応指導教室の指導員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握と対応について理解を深め、不登校児童生徒の支援の拡充に努めます。</p> <p>▼ゲートキーパー研修受講により、不登校児童生徒の保護者から相談のあった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応を図ります。</p>
	教育総務課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	<p>▼支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援が行えるように努めます。</p> <p>▼支給対象の学生に相談先一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図ります。</p>
市民環境部	市民課	各種相談事業	住民への相談事業(来館・電話)・法律	▼潜在的な自殺リスクの高い人々の相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらい、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		総合案内	総合案内にて庁内案内業務を行う。	▼総合案内担当職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ち、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		消費生活事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談・情報提供 ・消費者教育・啓発 ・消費者団体活動支援 	▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応することで、包括的な問題の解決に向けた支援に努めます。
		無料法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供。	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題の深刻さから、自殺リスクの高い方も多いことが予測されるため、問題・課題を早期に発見し、適切な支援等につなげられるように努めます。
		安全安心まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全で住みよいまちづくり条例」に基づき、住民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを総合的に推進するため、「日向市安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全安心に係る各種施策などについて協議する。 ・「暴力団排除条例」に基づき、暴力団排除に係る広報、啓発に取り組む。 	▼推進協議会で自殺実態に関する情報や取組等の情報を提供し、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会とします。

市民環境部	市民課	全国地域安全運動日向地区推進大会の開催	「自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守る。」という基本認識のもと、地域住民みんなで、これまで以上に安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進する。	▼こころの健康における安心安全という観点から、大会の会場にて、自殺対策関連のパネル展示やチラシ等の配布を行い、住民への啓発を図ります。
		地域安全啓発事業	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行やスクールガードリーダー ^(※9) など見守りボランティア体制の整備及び通学路の危険箇所の把握及び改善を図る。	▼見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持ち、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		交通安全対策事業	交通事故に関する相談や助言等の実施	▼交通事故の加害者・被害者の双方に相談の機会を提供することは、自殺リスクの軽減にも寄与できます。 ▼相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知を図ります。
税務課・国民健康保険課	窓口業務 納税相談 保険税徴収 嘱託員	・市税や国民健康保険に関する届出や相談等の受付 ・市税や国民健康保険税の賦課及び徴収(収納)業務等	▼窓口対応を行う職員や徴収(収納)事務を行う職員等はゲートキーパー研修を受講します。問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。	
国民健康保険課	重複多受診・重複服薬者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。	▼訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行う中で、自殺のリスクが高い場合等は必要な他機関につながる等の対応を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。	
	保険課	保険税(料)の賦課、収納、減免	▼納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、支援への接点となるよう努めます。	
		市民出前講座事業(国保・後期高齢者医療元気づくり出前講座)	▼医療機関への上手なかかり方やジェネリック医薬品の活用、医療費負担が高額になった時などの保険制度について説明し、医療で困っている人に啓発を行います。	

※9 スクールガードリーダー

児童生徒の通学時の安全確保に向けて見守りを行うボランティア。

市民環境部	国 民 健 康 保 険 課	後期高齢者医療被保険者証の交付及び説明会	75歳に到達した人(生活保護受給者を除く)に後期高齢者医療被保険者証を交付して、後期高齢者医療制度について説明を行う。	▼後期高齢者医療制度の説明を行うと同時に、健康教育の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、理解促進を図ります。
総合政策部	地域コミュニティ	自治公民館活動支援事業	自治会役員を対象とした講演会や講習会(→市主催ではなく区長公民館長連合会主催で実施)	▼自治会等が自殺対策に関する講演や講習会を開催することで、地域で何ができるかを主体的に考えてもらう機会とします。※区長公民館長連合会との協議・協力依頼が必要です。
	ユニティ	協働のまちづくり推進事業	市民団体等から自発的に提案される公益的な事業を支援することで、地域力を活用した協働のまちづくりの推進や地域課題の解決を図る。(ワークショップ等の啓発事業は、未実施)	▼地域の課題として自殺問題を取り上げることで、行政と民間が連携した自殺対策を推進するための基盤づくりになり得ます。
	コミュニティ	新しい地域コミュニティ組織制度事業	現在、市内に4地区あるまちづくり協議会の役員等を対象に、コミュニティ活動に関する研修会(合同会議)を実施。	▼研修会の中で自殺対策についても言及してもらうことで、地域住民間での意識の醸成と事業の周知を図ります。
	ユニティ	男女共同参画社会づくり推進事業 男女共同参画社会づくり推進ルーム管理運営事業	年に3回、情報紙「さんびあ」を発行(男女共同参画に関する各種取組や情報を掲載し、市民や企業へ情報提供を行い、男女共同参画に関する理解と認識を深める) ・施設に関する管理、一般事務 ・各種事業の企画・運営(役員会や運営委員会を定期的に開催し、円滑な事業運営を目指します。)市所管課との定例会により情報共有と問題改善を図る。 ・各種啓発活動の実施(男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催) ・出前講座の開催(団体等が開催する研修会などに講師を派遣し、講師謝金を負担する。) ・図書・ビデオ等の貸出	▼情報紙で、自殺対策に関連したトピックを取り上げることで、市民への情報提供や啓発を行います。 ▼男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策に関連する情報を取り上げたり、相談先の情報を掲載したリーフレットを配布したりすることで、市民への啓発を行います。

総合政策部	地域コミュニティ	男女共同参画社会づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進審議会の開催 ・職員研修の実施（全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、男女共同参画の視点についての意識を醸成） ・第5次日向市男女共同参画プランの推進（H29～33） 	<p>▼職員研修の中で自殺対策について言及することにより、自殺リスクを抱えた方に対する対応への理解促進に努めます。（※健康福祉部門との連携が必至）</p>
	ティ	DV対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の実施。男女共同参画相談員による相談業務。 ・DV対策庁内連絡会議及び日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議の開催。 ・デートDV防止啓発紙の配布 ・さんびあ相談室リーフレットの作成・配布 ・関係機関と連携したDV被害者支援 	<p>▼講演会や講座等でDVと自殺リスクとの関連性や自殺対策について情報提供することで、DV被害者支援に携わる関係機関同士が理解を深めながら、支援体制の充実に努めます。</p> <p>▼DV被害者支援にあたる職員は、積極的にゲートキーパー研修を受講し、自殺リスクを抱えた方を適切な機関へつなぐ等対応に努めます。</p>
	課	人権・同和行政推進事業	人権意識を高めるための啓発	<p>▼市民や関係団体を対象とした講演会を開催するほか、人権出前講座等の研修の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策について啓発を行います。</p>
総合政策課	企画調整に関する事務（人口推移に基づく総合戦略の策定）	人口推移に基づく総合戦略の策定	<p>▼総合戦略の具体的施策として「自殺予防対策事業」を掲げ自殺予防に努めます。</p>	
	企画調整に関する事務（教育大綱の策定）	教育大綱の策定	<p>▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を教育大綱に基づく主な施策に反映させることにより、自殺予防に関する意識の醸成を図ります。</p>	
	連携中枢都市圏推進事業	経済的な結びつきの強い近隣自治体と連携中枢都市圏を形成し、圏域の経済の活性化や公共サービスの確保を図る。	<p>▼連携中枢都市圏の枠組みを活用し、隣接自治体と連携して、自殺対策事業の推進に努めます。</p>	
	定住自立圏構想に関する事務	複数の隣接自治体が互いに連携・協力し、役割分担を明確にしながら、圏域全体として目指すべき将来像の実現を目指して、審議会や協議会等において共生ビジョンの検討を行う。	<p>▼共生ビジョンの中で、自殺対策についても言及することにより、地域社会づくりとして自殺対策を進める上での基盤の整備強化を図ります。</p>	

総合政策部	秘書広報課	行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政および生活に関する情報の掲載と充実 ・市公式ホームページ／フェイスブックによる情報発信 ・新聞・テレビ各社／CATV・コミュニティFMラジオでの情報発信 ・広報ひゅうがの編集・発行 	<p>▼自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）を中心に、悩み相談窓口等相談先をお知らせする啓発を行います。</p> <p>▼自殺対策に関する正しい知識等の普及のため、ホームページやフェイスブックを活用し、啓発を行います。</p>
		市民便利帳の発行	市窓口の各種手続きや暮らしに役立つ行政情報を掲載した市民便利帳を発行。	▼生活支援の手続きや各種悩み相談窓口の情報などを掲載した市民便利帳を作成し、市内全世帯に配付することで啓発を行います。
健康福祉部	福祉課	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となるよう努めます。
		福祉のつどい	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、福祉バザーなどの催しを通して相互交流するなかで、住民一人ひとりの豊かな福祉の心を育み、ボランティア活動を広げることを目的に開催。	▼交流フェアで生きることの包括的な支援（自殺対策）に関するブースや展示等を行うことで、住民に対する情報発信の機会とします。
		障がい福祉計画策定事業	障がい者プラン（障がい者計画）及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う。	▼障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。
		心身障害児介護福祉手当支給事業	在宅の心身障がい児の介護者に手当を支給。	▼手当の支給に際して、介護者と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点となるよう努めます。
		訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な在宅の重度身体障がい児・者に入浴車を派遣する。	▼訪問入浴の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障害者とその家族が何か問題等を抱えている場合には、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		障がい者センター管理運営事業	障がいのある人の研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進する。	▼来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを障がい者センターに設置することで、対象者への情報周知を図ります。

健康福祉部	福祉課	障がい者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）	障がい者相談員による相談業務	▼相談員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、各種障がいを抱えて地域で生活している方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	▼手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、障害者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		意志疎通支援事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		「障がい者福祉のてびき」の発行	障がい者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するてびきを作成・配布することにより、障がい者がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるような情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	▼「障がい者福祉のてびき」の改訂時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を掲載することで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ります。
		障がい児支援に関する事務	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供を行うことで、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減を図ることに努めます。
		訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練給付	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方々のサービス利用時の様子から、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		生活保護施行に関する事務	就労支援・健康管理支援・資産収入調査	▼生活保護利用者（受給者）は、利用（受給）していない人に比べて自殺のリスクが高いことを意識し、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となるよう努めます。
		生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげ、自殺のリスクの軽減に努めます。

健康福祉部	福祉課	法外援護事務 ・路上生活者 に対する支援 事務	行旅人及び路上生活者に対し援助金の支給や、生活保護申請の助言を行う。	▼援助金の支給や支援は、定住先をもたない行旅人や路上生活者等へのアウトリーチ策として有効に機能できるよう努めます。
		生活困窮者 自立支援事業 (自立相談支 援事業)	支援同意者に対し生活状況や本人の意向を確認し、本人・行政・民生委員・その他関係機関による支援調整会議を開催して、支援プランを作成。プランに基づき、困窮の解消へ向け総合的な相談支援を行う。	▼関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、困窮者自立支援事業と自殺対策事業の連動性を高めていくよう努めます。
		生活困窮者 自立支援事業 (住居確保給 付金)	失業により住宅を失った、もしくは住宅を失うおそれのある市民に、家賃額を原則3ヶ月給付。	▼住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まること少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となるよう努めます。
		生活困窮者 自立支援事業 (家計改善支 援事業)	自立相談支援事業の支援同意者について、家計支援計画を作成。支出の見直しや債務整理等のサポートをとおして家計収支を改善し、生活費の繰越や貯金を支援する。	▼自殺のリスクを抱えた人への聞き取りから生活困窮・生活苦が明らかになった場合は、具体的な家計改善(家計収支の悪化や多重責務の解消等)の支援等、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		生活困窮者 自立支援事業 (子どもの学 習・生活支援 事業)	自立相談支援の支援同意世帯及び生活保護・就学援助受給世帯の小・中学生を対象に、教職経験のある民生委員等の学習支援員が、週1回程度、拠点集合・家庭訪問いづれかの形式により学習を支援し、学習習慣の定着や高校進学の実現を図る。	▼子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、当該家庭を適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		生活困窮者 自立支援事業 (居場所サロ ン)	自立相談支援事業の支援同意者及び生活保護利用者のうち、引きこもり等により、現状では自力では就労に至らない40歳以下の若年層を対象に、居場所活動として社会参加を促す共同ワーク(昼食づくり・散歩・運動)と、協力事業所における就労体験を行う。	▼引きこもり等の状態にある若者が精神疾患の発症や自殺企図に至らないために、地域の中に支援者や同じ問題に直面している同世代の方と交流できる居場所を確保し、レクレーション・就労体験への参加が利用者のコミュニケーション力や自己肯定感を高める機会となるよう努めます。

健康福祉部	福祉課	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困の解消に向けて、平成29年3月に「日向市子どもの未来応援推進計画」を策定。 「暮らし・子育て応援ガイド」の配布や、支援課題の大きい世帯をサポートする「子ども・若者応援ネット」等の重点施策を実施 子どもを応援する市民の取り組みを励行する「子どもの日向（ひなた）づくり運動」を推進。 	<p>▼子どもの貧困の解消に向けて、暮らし・子育てを支援する窓口・制度の市民への周知や、「子ども食堂」など市民の自主的な支えあいを推進することで、自殺のリスクを抱える人やその家族に身近な支援があることを周知し、また地域において困りごとがある世帯への見守りに寄与する機会とします。</p>
	高齢者あんしん課	在宅高齢者等安心システム事業【在宅高齢者支援事業】	緊急通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保するとともに、安全安心な在宅生活の確保を行う。	▼緊急通報システムの設置を通じて、ひとり暮らし高齢者等の緊急時の連絡手段を確保し、必要時には他の機関につなぐ等の対応をすることにより、安全で安心できる在宅生活の確保につなげます。
	あんしん課	権利擁護の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する相談受付（地域包括支援センター） 法人後見運営に対する補助（社会福祉協議会） 	▼認知症高齢者や知的障がい等により判断能力に不安を抱える当事者と接触する機会を通じて、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会となるよう努めます。
	あんしん課	地域包括ケアシステム関連事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図る。	<p>▼高齢者が居住する地域で安全に安心して生活できる環境を整えるために、地域住民同士の支え合いや助け合いの体制整備等を行うことにより、住民同士の絆が深まり、自殺防止対策にもつなげます。</p> <p>▼高齢者ニーズ調査等により抽出された自殺リスクの高い高齢者に対する包括的、継続的ケア体制の構築に努めます。</p>
	あんしん課	家族介護者教室開催事業	家族介護者の負担軽減を図るために地域包括支援センターを中心に家族介護者教室を開催。	▼高齢者を介護している家族や援助者に対し、介護方法や介護者の健康づくり等の知識や技術の講習を行い、身体的、精神的な負担の軽減に努めます。
	あんしん課	生活支援サポーター等養成事業	地域における高齢者の支え手（生活支援サポーター）の養成	<p>▼生活支援サポーター等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題に気づき対処し得る地域の人材の養成に寄与します。（ボランティアとつなぎ先等の情報を共有しておく必要があります。）</p> <p>▼生活支援サポーターの養成を通じて、地域全体の気づき、支えの力を高めるよう努めます。</p>
	あんしん課	高齢者ニーズ調査等	高齢者ニーズ調査の実施等	▼高齢者ニーズ調査や関係者からの情報を基に自殺リスクの高い方を把握し、早期対応できるよう、包括的、継続的ケア体制の構築に努めます。

健康福祉部	高齢者あしん課	高齢者クラブ 連合会運営補助金 単位高齢者クラブ補助金 高齢者クラブいきいきバス補助金	高齢者クラブの活動への助成	▼自殺問題に関する研修等を行い、会員への理解促進に努めます。
		老人福祉センターの運営	60歳以上高齢者の健康増進、教養の向上等 生きがいを見出すきっかけの場づくり	▼各種相談先のリーフレットを置く等により、問題啓発や情報提供の拠点として活用します。
		介護給付に関する事務	介護サービス事業の提供	▼介護サービスの提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触の機会としてとらえ、相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることでのリスクの軽減や必要な支援へつなげるように努めます。
		介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	▼介護にまつわる諸問題についての相談や介護保険申請の機会を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなげます。
		養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きの中で、本人や家族等から問題状況等の聞き取りをする中で、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点となるよう努めます。
		地域包括支援センターの運営	圏域別ケア会議、民生委員と介護サービス提供事業者、医療関係機関とのつながり研修会等の開催	▼高齢者ニーズ調査等により抽出された自殺リスクの高い高齢者を把握し、早期対応できるよう努めます。また、圏域別ケア会議や民生委員とのつながり研修等を通じ、関係者同士の連携を深めることにより、高齢者うつ等の自殺の引き金になる傾向を持つ高齢者に対する対応策等を共有することで、関係者間の連携が強化できるよう努めます。
		認知症サポーター養成講座【認知症総合支援事業費】	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成。	▼認知症サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、認知症の人や家族の問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるよう努めます。

健康福祉部	高齢者	認知症カフェ開設事業	認知症の方やその家族等が集い、当事者、介護者同士が支え合える場として認知症カフェ（コミュニティカフェ）を開設。	▼当事者、支援者同士の交流機会を創出することで、関係者間の連携強化や情報交換による寄り添い、機能の強化を図ります。
	あんしん課	初期救急診療所事業	平日夜間（19時30分～21時30分）の軽症患者に対する応急診療を実施。	▼平日時間外で応急処置が必要な方の中で自殺リスクが高いと思われるケースは必要な支援先につなぐ対応を取る等、自殺対策と連動させることでより効果的な支援につなげられるよう努めます。
	こども課	産前・産後サポート事業	育児支援を必要とする妊産婦及びその乳児を対象に、ノーバーディーズパーフェクトプログラムや心理士等の専門職員がカウンセリングを実施。	▼妊産婦等の孤立感の解消と家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
		産婦健診・産後ケア事業	産後2週間、1か月の産婦に対して問診（エジンバラ産後うつ病質問票）等を使用し、産後うつの早期発見に努める。	▼産後うつの早期発見を行い必要に応じて精神科につなげたり、助産師等による心身のケア（産後ケア）を提供することにより、自殺リスクの軽減を図ります。
		要保護児童等への支援	家庭への支援を通じて問題の深刻化を防ぐ。	▼家庭への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺のリスクの軽減を図ります。 ▼被虐待の経験は子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止や将来的な自殺リスクの軽減を図ります。
		地域子育て支援センター事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置（日向・地域市子育て支援センター、つどいの広場「たんぼぼきっず」）	▼保護者が集い交流できる場を設けることで、リスクの軽減を図るとともに、周囲に親類・知人がいない等、子育てに伴う過度の負担や孤立等危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげます。
		放課後児童健全育成事業	保護者の就労その他の理由により、放課後に保護者の監護を受けられない児童について、適切な遊び場及び生活の場を提供し、その健全育成を図る。	▼保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点となるよう努めます。
		保育の実施（公立保育園・私立保育園など）	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
	保育料等納入	・保育料納入勧奨指導 滞納者への保育料の納入を呼びかける。 ・納入しやすい環境整備保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える。	▼収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、生活上の様々な問題を抱え保育料を滞納している保護者の問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。	

			<p>・滞納整理の強化</p> <p>保育料等収納担当職員による滞納者の実態調査や電話連絡、夜間訪問を実施し、収納業務を強化する。</p>	
健康福祉部	こども支援センターの運営 (総合相談及び情報提供)	日向市子育て世代包括支援センターの運営	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することで自殺リスクの軽減を図ります。
		児童虐待防止支援事業	児童虐待防止対策の充実（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、各種研修会、出前講座、各イベントでの啓発活動等）	▼家庭・保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを軽減することに寄与します。
		児童虐待防止支援事業（要保護児童対策地域協議会）	要保護児童対策地域協議会中学校校区部会を核として、行政、学校、児童相談所などの関係機関とのネットワークを推進し、ケースの進行管理を行い、児童虐待、不登校、発達障がい、養育相談など、子どもに関する様々な相談に対して支援を行う。	▼子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことで、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化を図ります。
		家族・親子支援プログラム事業	コモンセンスペアレンティングプログラム ^(※10) を実施し、怒らない子育てについて学び、児童虐待の発生を予防する。	▼家庭・保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図ります。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを軽減することに寄与します。
		ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労育児疲れなどの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機とします。 ▼保護者の負担を軽減することによって自殺のリスクの軽減を図ります。

※10 コモンセンスペアレンティングプログラム

子どもとの関係に不安や悩みを抱える保護者に対し、子どもとのコミュニケーションの取り方及び子どものしつけの方法を具体的に分かりやすく伝える家庭・親子支援プログラム。

健康福祉部	こどもサポートセンターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化	▼会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時に適切な相談窓口等につながられるように努めます。
	児童扶養手当支給	父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している人に手当を支給。	▼生活の安定と自立の促進に寄与するための手当を支給することで、児童福祉の増進を図ります。
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費の助成	▼ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいため、ひとり親家庭の負担を軽減し、健康増進と自立更正の向上を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与する。
	母子家庭等自立支援給付金事業	・自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給。 ・高等職業訓練促進給付金等ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業 訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給。	▼養成訓練の受講期間中の生活の安定が図られ、自立更生につながります。 ▼母子家庭の母又は父子家庭の父の雇用の安定と再就職の促進が図られ、経済的な自立につながります。
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・日向市母子寡婦福祉連絡協議会と連携し、母子寡婦世帯の生活の安定と向上を図る。 ・母子寡婦世帯の自立を図るため、母子寡婦福祉連絡協議会に貸付金として支出し、母子寡婦世帯つなぎ資金として会員に貸し付けを行う。	▼母子寡婦世帯の自立支援が図られるとともに、他機関と連携して支援を行っていく上での契機とします。
	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	▼母子生活支援施設入所のあっせんを通じて、経済的困窮や様々な困難を抱える母子家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。

健康福祉部	こども課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	▼自立支援員を配置することで、ひとり親家庭を他の機関へつなぐ等の対応の強化を図ります。
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	病気等の理由で一時的に日常生活に支障が生じたひとり親家庭等に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを行う。	▼一時的な生活援助や保育サービスを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援につながります。
		家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置。	▼相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
健康課	いきいき健康	健康ひょうが21計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康ひょうが21計画推進会議の開催 計画の周知・広報 庁内関係課職員で構成するワーキンググループを設置し、現状・課題を把握し今後の取組・推進の在り方について検討する。 	▼計画の中間評価の際に、休養・こころの健康分野において自殺対策との連動を図ります。
		健康まつり	健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの必要性について住民の関心を喚起し問題認識を深めていけるよう努める。	▼本イベントのテーマで自殺対策を取り上げたり、パネル展示やリーフレット配布を行うことにより、住民への啓発の機会とします。
		健康教育に関する普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の実施 心の健康について、依頼のあった団体へ集団指導を行い、うつ病や心の健康についての普及啓発を図る。 	<p>▼一般住民の他相談員などに対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつないでもらえるよう地域のゲートキーパーの養成を行います。</p> <p>▼地域や団体等での健康教育の中で、自殺問題とその対応についても言及することにより、当該問題に関する住民の理解促進を図ります。</p>
		働く世代の健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 中小零細企業の労働者の健康管理を推進するために、まず各企業での健診実施率向上に向けた取組を進める。 働く世代に関わる職場、地域の支援者に対する周知・啓発を図る。 	▼働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めることで、労働者向けの生きることの包括的支援（自殺対策）の拡充を図ります。
		生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談の実施	▼健康診断やメンタルヘルスチェックの機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関につなぐ等の対応に努めます。

健康福祉部	いき	高齢者保健事業	保健指導・健診結果相談の実施	▼健診等の機会を利用し、支援が必要な場合には、専門機関につなぐ等の対応に努めます。
	いき	40歳未満の住民を対象とした健康診査	40歳未満の被保険者で、健診を受診する機会のない人を対象に、健診を実施。	
	課	特定健診・保健指導	40歳以上の国保被保険者を対象に特定健診を実施。受診者の中で、特定保健指導の対象になった人に保健指導を実施。	
		保健指導事業	健診結果で、重症化予防、二次精密検査の対象になった人に保健指導を実施。	
		健診未受診者勧奨	特定健診未受診者に対し、電話や家庭訪問により受診勧奨を行う。	▼未受診勧奨時に、生活困窮などの把握ができた場合は必要に応じて専門機関につなぐ等の対応をとります。 ▼健診未受診に加え、医療も受けていない人の中には、経済的理由等で受診行動を起こせず体調が悪化している等の問題・課題を早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		精神保健（自殺対策事業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・家庭訪問 ・普及啓発活動（自殺予防月間・週間に合わせての啓発活動） ・心の健康づくり講座等の開催 	<p>▼悩みを抱える人や自殺を考えている人に気づいて必要な支援につなぎ、見守る役割を担うゲートキーパーを育成するため、市民や職員の他、様々な分野においてゲートキーパー養成講座を実施します。</p> <p>▼講演会の中で自殺行動等について取り上げることで、自殺予防についての啓発を図ります。</p> <p>▼市庁舎等を啓発活動の拠点とし（FM ひゅうが、市ホームページ等も活用）9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「心の健康」をテーマとした展示や関連図書の特集を行い、市民等に対する情報周知を図ります。</p> <p>▼自殺対策に関する啓発リーフレット、相談窓口一覧等を作成し、あらゆる機会に活用し住民への普及啓発に努めます。</p>
	自殺対策事業	自殺対策行動計画を推進していくために、自殺対策推進協議会議（仮称）や自殺対策庁内推進会議（仮称）を開催。	▼自殺対策推進協議会議（仮称）や自殺対策庁内推進会議（仮称）の開催を通じて全庁的な自殺対策の推進を図ります。	

健康福祉部	いきいき健康課	地域保健活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の健康のレベルアップを図るために、地域組織との連携を図りながら、地域保健活動を推進。 ・健康まつりなど、種々の機会を通じて保健予防に関する事業等の広報。 	<p>▼連絡会やネットワーク、研修会等の場で自殺対策と地域づくりとの関連性について説明し、関係者の理解促進と意識を高め、地域保健活動の組織と自殺対策との連携強化に努めます。</p>
		食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員の養成(20時間以上の講習が必要)を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指す。	▼推進員の養成講座の中に自殺対策の視点を入れ込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な相談窓口等につなげられるように努めます。
		食生活改善推進事業	生活習慣病を予防するため、「食」を通して適塩や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。(食生活改善推進員への委託事業)	▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる等の支援への接点となるよう努めます。
		相談窓口	医療に関することの相談窓口	<p>▼医療に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々に関わる機会の確保に努めます。</p> <p>▼相談の中で状況の聞き取りを行い、必要に応じて他機関につなぐなど適切な支援につなげるよう調整を図ります。</p>
	情報発信	区長会・自治会を通じた情報発信	▼区長会や自治会の場において、地域の自殺の実態に関する情報を提供するとともに、自殺対策について説明を行うことで、市民が自殺に追い込まれることのない地域を作っていくうえでの基盤強化を図ります。	
東郷病院	病院運営	地域住民の信頼と期待に応え得る地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける医療を提供する地域の中核的な医療機関として、総合診療基盤に基づく医療の提供を行う。	<p>▼自殺未遂者支援や地域包括ケア事業等を進める上での、地域の拠点となるよう努めます。</p> <p>▼自殺未遂は自殺のハイリスク要因であることから、救急搬送された自殺未遂者を関係機関と連携しながら必要な支援につなげるとともに、未遂者や家族に相談先を配付するなど、適切な相談窓口につながるように支援します。</p>	
消防本部	総務課	防火対策及び活動費	<p>消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修等による知識と技術の向上を図るとともに、住民に対する予防広報を行う。</p>	<p>▼消防職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることで、自殺リスクを抱えた人への支援の充実を図ります。</p> <p>▼救急自動車出動の際に、自殺対策に関連する相談窓口の情報が掲載されたリーフレットを本人に手渡すなどにより、何らかの支援につなげるための情報の提供、継続的な支援への接点となるよう努めます。</p>

消防本部	警防課	事後検証会	搬送症例の検証及び救急隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	▼搬送症例の中に自殺未遂のケースも含まれることから、初期対応ならびに救命率の向上に努めます。
		救急救命士養成・研修及びメ ディカルコントロール体制の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の養成 ・救急資格者の養成 ・救急救命士の救急業務高度化教育 ・地域MC協議会の事務局 ・事後検証体制の充実を図るため事後検証料を支払う。 	▼救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。
		自殺予防パンフレットの配布	自殺予防パンフレットを救急法等の出向時に配布することで、一人でも多くの住民への問題啓発を図り、自殺防止に努める。	▼啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図ります。
総務部	防災推進課	避難所運営マニュアル	災害時に避難所を開設する際に、地域が主体となった運営マニュアルを作成する。	▼被災後の生活不安などの解消のため、避難所内における住民同士の声かけや専門の相談員による相談支援など、住民による円滑な避難所運営が行えるように努めます。
		職員の福利厚生制度の充実に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康診断（人間ドックを含む） ・産業医による健康相談 	<p>▼市民の相談に応じる職員の心身面の健康維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」に努めます。</p> <p>▼健康相談やストレスチェック、健康診断結果に基づく面談・アドバイス等の実施を通じて、職員の心身面における健康の維持増進を強化するとともに、相談窓口について周知するなど、支援体制の整備に努めます。</p>
商工観光部	商工港湾課	地域ナレッジ情報サイト「るーくる」運営事業	地域の仕事に関する情報やU・Iターン希望者向けへの情報を提供するポータルサイトを構築し、雇用機会の拡大につなげる。	▼本ポータルサイトに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載し、支援策の啓発を行います。
		地域産業の育成・発展(経営者支援セミナー等)	商工会議所と連携した経営者支援セミナーや、中小企業経営基盤強化事業の実施等を行う。	▼勤務問題等により自殺のリスクを生みださないため、セミナー等において、働く世代の自殺の現状やメンタルヘルスケアの重要性について情報提供を行います。

商 工 観 光 部	商 工 港	ひむかBiz運営事業	中小企業者や創業希望者などの経営に関するアドバイスをを行い、事業者の経営力の向上を行う。	▼経営相談の際に、必要に応じて労働環境の状況等についても聞き取りを行い、専門機関への相談等を薦めることで、情報周知やリスク軽減を図ります。
	湾 課	社員が輝く！先進企業認定	社員の働きやすい環境づくりに取組む事業所の表彰を通じて、企業の労働環境向上への取組意欲の促進を図る。	勤務問題等により自殺のリスクを生みださないため、子育て、介護、社会参画等に柔軟に対応できる職場づくりに取り組む企業を表彰し、一人ひとりが心身共に健康で、やりがいをもって働くことのできる職場環境づくりを推進します。
	観 光 交 流 課	日向市観光ボランティア育成事業	市内の観光ボランティアガイドの育成や活動の振興を図る。	▼観光ボランティアが各種相談窓口を把握することで、観光ボランティアのコミュニティ内での支えあいの推進を図り、必要な場合には適切な相談窓口につなぐことができるよう努めます。また、活躍の場を作ることで孤立した方の生きがい創出を図ります。
建 設 部	建 築 住 宅 課	公営住宅事務	公営住宅の管理運営・事務	▼入居募集や様々な機会を通じて、生活面の困り事に関するリーフレットを配付し、情報の周知を図ります。 ▼様々な相談に対して、必要に応じて適切な相談窓口につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を受講します。
上 下 水 道 局	水 道 課	検針業務	水道メーター検針業務（隔月検針）	▼水道メーター検針員が訪問時にゴミ屋敷化する環境や孤独・孤立や認知症の疑い等問題を抱えて生活難に陥っている家庭状況を必要に応じて他機関へつなぐ等の対応を取れるように努めます。 ▼様々な相談に対して、必要に応じて適切な相談窓口につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を受講します。
		料金徴収業務	・料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務 ・給水停止執行業務	▼水道料金等の滞納者への訪問時に問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、必要に応じて他機関へつなぐ等の対応ができる体制作りに努めます。 ▼様々な相談に対して、必要に応じて適切な相談窓口につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座を受講します。

第4章 施策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

関係機関や民間団体等で構成する「日向市自殺対策推進協議会（仮称）」において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

市長が部長を務める「日向市自殺対策推進本部」では自殺対策に関係の深い部局の長で構成し、横断的な自殺対策を推進します。また、その下に「日向市自殺対策庁内推進会（仮称）」を位置づけ、市における総合的な対策を推進します。

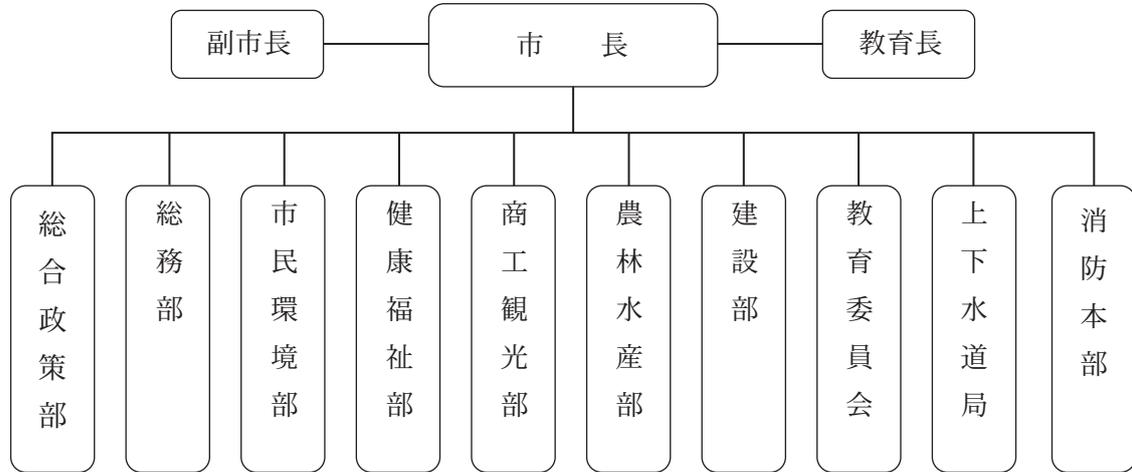
3 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局であるいきいき健康課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

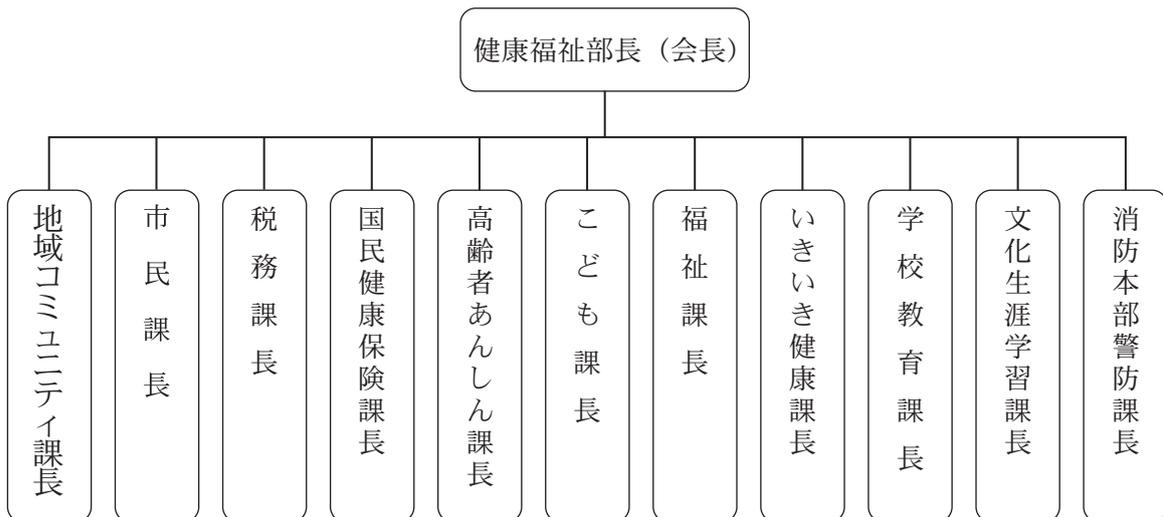
また、今回の計画策定に当たり、策定委員会から提起された意見や要望等を含む今後の対策のあり方については、令和元年度から庁内に設置する推進会や推進本部会ならびに市内関係団体構成による推進協議会において、協議してまいります。

【日向市自殺対策事業の推進体制(案)】

○日向市自殺対策推進本部



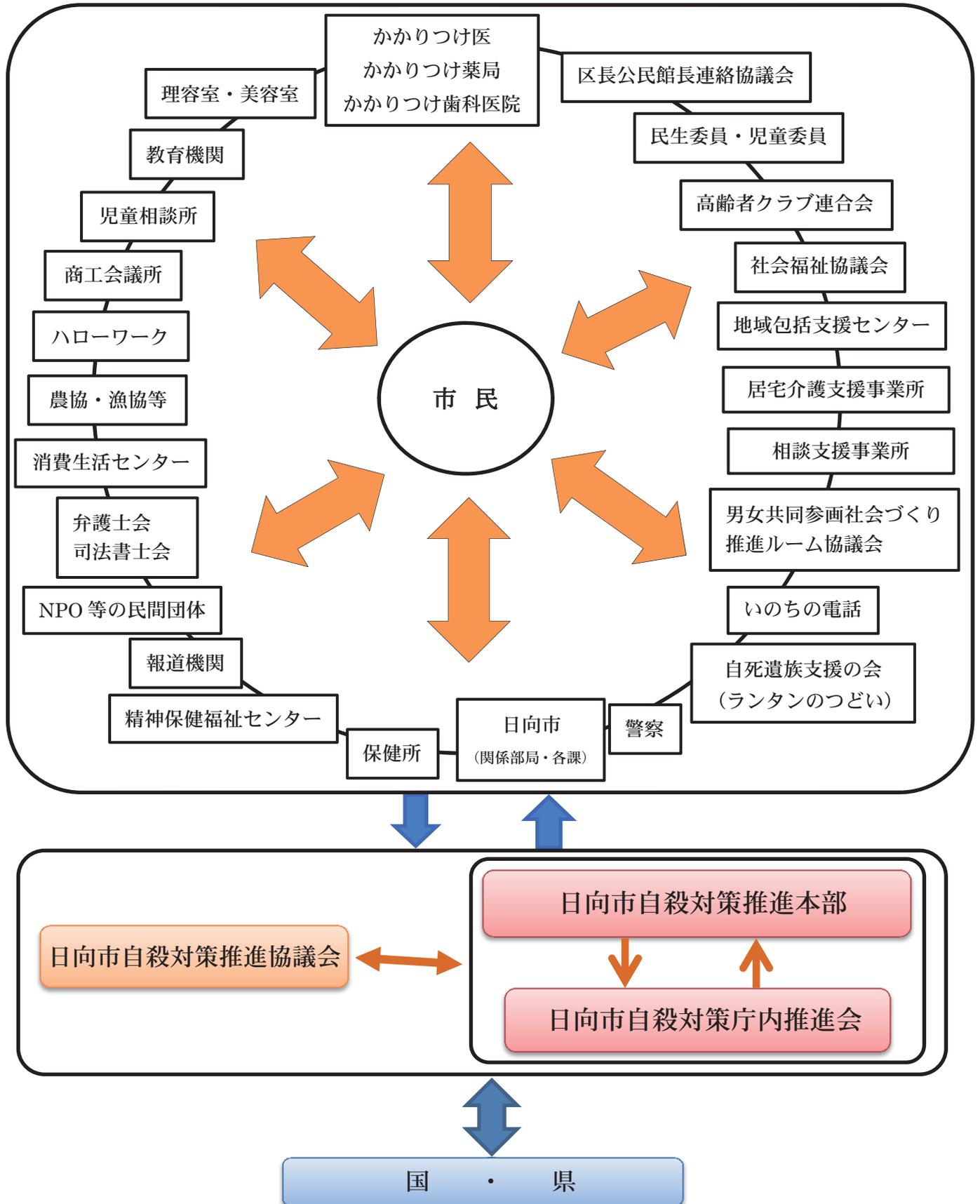
○日向市自殺対策庁内推進会（幹事会）



○日向市自殺対策推進協議会

日向市東臼杵郡医師会	日向市区長公民館長連合会
日向市民生委員児童委員協議会	日向市高齢者クラブ連合会
日向市学校長会	日向市養護教諭部会
日向市PTA協議会	日向市保育協議会
日向商工会議所	日向市社会福祉協議会
ハローワーク日向（日向公共職業安定所）	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会
日向法律事務所	キャリアかぜ
NPO 法人あったかほーむ愛あい	日向警察署
日向保健所	九州保健福祉大学

日向市自殺対策推進体制



参考資料

- 1 自殺対策基本法
- 2 日向市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱
- 3 日向市自殺対策行動計画策定経過
- 4 日向市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿
- 5 相談窓口一覧

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

最終改正：平成二八年法律第十一号

目次

第一章	総則（第一条—第十一条）
第二章	自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
第三章	基本的施策（第十五条—第二十二条）
第四章	自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (抄) ※平成 27 年法律第 66 号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (抄) ※平成 28 年法律第 11 号

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

2 日向市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 日向市自殺対策行動計画（以下「行動計画」という。）を総合的かつ計画的に策定するため、日向市自殺対策行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について研究及び協議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 保健施策に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) その他行動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明をきくことができる。

(報告)

第7条 会長は、策定委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(幹事会及び作業部会)

第8条 策定委員会に幹事会及び作業部会を設置する。

(幹事会の組織)

第9条 幹事会は、策定委員会の目的を達成するため、必要な事項について研究及び協議する。

2 幹事会は、幹事長及び別表第1に掲げる職員をもって構成する。

3 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。

(幹事会の会議)

第10条 幹事会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

3 幹事長が必要と認めるときは、会議に幹事会以外の者の出席を求めることができる。

4 幹事会は、会議の結果について、策定委員会に適宜報告するものとする。

(作業部会の組織)

第11条 作業部会は、策定委員会の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究及び協議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する実態調査の分析及び今後の推計に関すること。

(2) その他行動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

2 作業部会は、別表第2に掲げる課及び係の職員をもって構成する。

3 作業部会は、研究及び協議の結果について、幹事会に適宜報告するものとする。

(庶務)

第12条 策定委員会の庶務は、いきいき健康課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

幹事会

健康福祉部長
いきいき健康課長
福祉課長
こども課長
高齢者あんしん課長
市民課長
税務課長
国民健康保険課長
学校教育課長
地域コミュニティ課長
文化生涯学習課長
消防本部警防課長

別表第2（第11条関係）

作業部会

課名	係名
福祉課	福祉政策係
こども課	子育て支援係
高齢者あんしん課	高齢者支援係
市民課	市民相談係
税務課	市税収納係
国民健康保険課	国民健康保険係
学校教育課	特別支援・保健係
地域コミュニティ課	男女共同参画推進係
消防本部警防課	警防係
生涯学習課	生涯学習係
いきいき健康課	健康づくり係

3 日向市自殺対策行動計画策定経過

開催日時	会議名称等	概要
平成 30 年 6 月 29 日	第 1 回日向市自殺対策行動計画 幹事会・作業部会	委嘱状交付 講演「自殺対策行動計画策定の背景、宮崎県 の動向について」 策定体制・スケジュール、アンケート内容検討
7 月 6 日	第 1 回日向市自殺対策行動計画 策定委員会	委嘱状交付 講演「自殺対策行動計画策定の背景、宮崎県 の動向について」 策定体制・スケジュール、アンケート内容検討
8 月 8 日～ 8 月 22 日	こころの健康に関するアンケート 調査実施	20 歳から 80 歳代の市民 3,000 人に対し調査票 を送付
8 月～9 月	事業の棚卸し実施	市の実施するすべての事業について、自殺対 策事業との関連性を精査
9 月～11 月	アンケート調査集計・分析	
11 月 15 日	第 2 回日向市自殺対策行動計画 作業部会	アンケート分析結果等報告 事業の棚卸し精査 計画(案)内容検討
11 月 29 日	第 2 回日向市自殺対策行動計画 幹事会	アンケート分析結果等報告 計画(案)内容検討
12 月	全庁的に事業の棚卸し実施 関係機関・団体にて事業の棚卸し実施	
12 月 19 日	第 2 回日向市自殺対策行動計画 策定委員会	アンケート分析結果等報告 計画(案)内容検討
平成 31 年 1 月 23 日	第 3 回日向市自殺対策行動計画 作業部会実施	計画素案内容検討
1 月 30 日	第 3 回日向市自殺対策行動計画 幹事会実施	計画素案内容検討
2 月 5 日	市長・副市長ヒアリング	
2 月 19 日	第 3 回日向市自殺対策行動計画 策定委員会実施	計画素案内容検討

4 日向市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿

任期：平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

	団体名	氏名	備考
1	日向市東臼杵郡医師会	水野 智秀	会長
2	日向保健所	坂本 三智代	副会長
3	日向市区長公民館長連合会	岡田 善信	副会長
4	日向市民生委員児童委員協議会	柴田 順一	
5	日向市高齢者クラブ連合会	弓削 哲郎	
6	日向市学校長会	土井 智喜	
7	日向市養護教諭部会	稲村 美智代	
8	日向市PTA協議会	椎葉 哲男	
9	日向市保育協議会	日高 真由美	
10	日向商工会議所	野口 洋	
11	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	新名 恵美子	
12	日向市社会福祉協議会	関野 ゆかり	
13	ハローワーク日向(日向公共職業安定所)	藤井 博幸	
14	日向法律事務所	五嶋 俊信	
15	NPO 法人あったかほーむ愛あい	横山 美智子	
16	キャリアかぜ	弓場 登志男	
17	日向警察署	竹内 正光	
18	学校法人順正学園 九州保健福祉大学 社会福祉学部	前田 直樹	

5 相談窓口一覧

分野	名称		電話番号	受付時間
こころの健康に関する専門相談窓口	県窓口	宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663	8:30～17:15(平日:年末年始除く)
		日向保健所	0982-52-5101	8:30～17:15(平日:年末年始除く)
	こころの電話		0985-32-5566	9:00～19:00(平日:年末年始除く)
	NPO法人国際ピフレンダーズ 宮崎自殺防止センター		0985-77-9090	20:00～23:00(月・水・金・日)
	キャリアかぜ		090-1926-6625	8:00～19:00(時間はこの限りではない)
こころの悩みや健康に関すること	日向市いきいき健康課		0982-52-2111	8:30～17:15(平日:年末年始除く)
	ひだまりカフェ (日向市委託事業)		0982-66-0501	毎週木曜 10:00～15:00
こころの病気・治療に関すること (医療機関)	協和病院		0982-54-2806	8:30～17:00(月～金、土曜午前中)
	鮫島病院		0982-54-6801	9:00～16:00 月～金 ※ただし、診療に関する相談のみ
	瀧井病院		0982-52-2409	9:00～17:00(日、祝祭日除く) 医師不在のときは返信も可能です
	松岡内科医院		0982-52-5407	8:30～17:00(月～金、土曜午前中) ※初診の方は必ず電話してください。
	みずのメンタルクリニック		0982-50-0855	9:00～17:00 (第2土曜、日曜・祝日以外)
子どもの権利に関すること	子どもの権利ホットライン		0985-23-6112	毎月第1・3月曜日 16:00～17:30
青少年の悩みに関すること	青少年相談室		0982-54-8181	毎週火曜日～金曜日 9:00～16:00
高齢者・障がい者に関すること	高齢者・障がい者電話相談		0985-23-6112	毎週金曜日 10:00～12:00
就労者の健康管理	宮崎県北 地域産業保健センター		0982-26-6901	予約受付9:00～17:00 (平日:年末年始除く)
警察安全相談	日向警察署		0982-53-0110	24時間対応
生活困窮、生活上の悩みごと	日向市社会福祉協議会 日向市生活相談・支援センター「心から」		0982-52-1010 0120-294-990	8:30～17:30(土・日・祝 電話当番で対応)
多重債務やお金のトラブル等	日向市無料法律相談		0982-52-2111	奇数月 第3木曜日 10:00～15:00 偶数月 第3水曜日 9:30～16:30 事前予約要
	宮崎県消費者金融相談所	電話相談	0985-26-7100	10:00～17:00(平日:年末年始除く)
		無料弁護士相談		13:30～16:30 (毎週火曜日 祝祭日除く 事前予約要)
	日向法律事務所		0982-50-3711	9:00～17:20(平日:年末年始除く)
	えいらく法律事務所		0982-66-0881	9:00～17:30(平日:年末年始除く)
	法テラス 宮崎		050-3383-5530	9:00～17:00(平日:年末年始除く)
	宮崎県弁護士会 日向・入郷地区法律相談センター		0985-22-2466 (予約番号)	毎月第3水曜日 事前予約要
	司法書士 相談センター ひゅうが		0982-54-4710	第1・4火曜日 事前予約要(小田司法書士事務所)
	日向地区広域消費生活センター		0982-55-9111	8:30～17:15(平日:年末年始除く)
	ライフサポートセンターのべおか		0120-397-869	10:00～17:00(平日:年末年始除く)
暴力・自分自身の事等様々な悩みごと	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」		0982-55-1660 (相談専用)	13:00～16:00 (月・火・木・金:祝日・年末年始除く)
アルコール依存のこと	(社)宮崎県断酒友の会		0985-53-6030(本部)	8:00～17:00 月～金
	アルコールリクス・ アノニマスAAひむか		099-248-0057	10:00～16:00(平日:年末年始除く)
ギャンブル依存のこと	GA 日向グループ		090-8833-0833(代表者)	日向市文化交流センター小ホール棟 毎週日曜日 19:30～21:00

日向市自殺対策行動計画

発行 令和元年5月

編集 日向市健康福祉部いきいき健康課

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

TEL (0982) 66-1024 (直通)

FAX (0982) 56-1423